# カンボジア国 国道5号線(南区間)改修事業 (協力準備調査(有償)) ドラフトファイナルレポート

日時 平成25年8月2日(金)14:00~17:18 場所 JICA本部 111会議室

(独)国際協力機構

### **助言委員**(敬称省略)

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授

原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

米田 久美子 一般財団法人 自然環境研究センター 研究事業部 研究主幹

#### <u>JICA</u>

<事業主管部>

- 上條 哲也 経済基盤開発部 参事役
- 三宅 繁輝 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課 課長
- 土橋 徹 経済基盤開発部 計画・調整課

#### <事務局>

- 長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮審査課 課長
- 花井 あかね 審査部 環境社会配慮審査課

## <u>オブザーバー</u>

- 櫻井 裁之 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル
- 渡辺 幹治 株式会社ソーワコンサルタント
- 山下 晃 環境社会基盤コンサルタント株式会社

午後2時00分開会

長瀬 時間になりましたので、皆様よろしいでしょうか。実は、石田委員からは20 分ぐらい遅刻しますということ、二宮委員からも15分ぐらい遅刻しますというご連絡 をいただいております。両委員がいらっしゃってからそれぞれのコメント、質問等は いただきたいというような進め方でよろしいでしょうか。それでは毎回主査を決めさ せていただいておるんですけれども。

原嶋委員 私やってもいいです。

長瀬 では、原嶋委員に主査をお願いするという形で、それではお願いいたします。 原嶋主査 それでは、お手元の資料は回答表と16章、これはそっくりそのままかえ たということですか。そっくり差しかえということですか。

三宅 修正です。

上條 網かけのところが修正になっています。

原嶋主査 これは質問の中に関係する。それでは、もし差し支えなければ路線図、 全体図がわかるようなものを見せてください。たまたま前回の全体会合で、次の段階 でお話があったのはミドルセクションですね。

三宅 順序として、北、南、中央の順で行っています。

原嶋主査 北はどういう状況ですか。

三宅 北はもう既にL/Aが締結されまして、今本体に入っております。

原嶋主査 今回は南セクションということですね。それでは、二宮先生と石田先生 は後からということで、私と米田先生のところを中心にその間を進めていきます。素 朴な疑問で、読んでいて、私が勉強不足なのか、影響の範囲とROWの関係性と、質問 の中にも出てくるんですけれども、ほとんどが国有地のようなことになっているとい うふうに記載があるんですけれども、その現在の土地の権利の関係というのは、ざっ くりと何かわかるものはありませんか。路線は4車線ですね。その影響の範囲のところ があって、その4車線をつくるところがあって、それぞれ土地利用の関係が違って、実 際収用するところはまた関係するところというんですけれども、その関係を僕が十分 咀嚼できていない。

三宅 今回の工事につきまして既存道路の拡幅ということになっておりますので、 工事はすべてROWの中で完結します。ROWは中心線から片側30メートルずつ、つま り両方合わせて60メートルなんですが、拡幅した場合も用地的にはその中におさまり ます。問題につきましては、今回ROWの中に、不法住民といっていいと思うんですけ れども、そういう住民が住んでいたり、影響を受ける人たちがいるということからそ れの対応を今回いろいろご指摘いただいていると理解しております。

原嶋主査 現状の道路の幅は、場所によって違うのでしょうけれども、大体どのく らいなんですか。2車線ぐらいですか。

三宅 今、現道は片側1車線ずつで、路肩の部分に、モーターサイクルが走れるよう

な路肩部分があるような車幅になっております。

原嶋主査 それを拡幅して、しかし、ROWの30メートル以内に当然おさまるという ことですね。確認ですけれども、State Landという言葉がよく出てきていますけれど も、そのROW全域が全線にわたって、いわゆる国有ということになっているわけです か。

三宅 はい。今回5号線はすべて、ROWはすべて国有地です。

原嶋主査 それを前提に質問事項に。まず全体事項ということで、3番目に上げたの は、以前かなり議論になっていて、カンボジア全体の住民移転の方針の法制化という のは、何年前か記憶にないんですけれども、かなりいろいろ議論になったんですけれ ども、これはその後制度的には確立はしていないということで理解をしていいのでし ょうか。それと、文書の中に幾つかカンボジアの住民移転にかかわるいろいろな制度 とか法律の紹介がありましたけれども、それは新しい議論の内容は反映されていない ということで、理解をしたほうがいいんでしょうか。

山下氏 コンサルタントをしております環境社会基盤コンサルタントの山下と申し ます。

先生の仰るように、National Resettlement Policyという形で、住民移転の法律をつ くろうという意向がありまして、実際にはADBで支援を行っていたのですけれども、 いろいろ詰めていく作業の中で法制化にはまだ至らなかったという現状があります。 ただ、そのままですと、非正規の人に対する補償のあり方というところが明確にカン ボジアの国内法制度で規定されていない状態なものですから、これは引き続き必要だ という認識のもとにカンボジア政府とADBは引き続きTAという形で現在も検討を進め ております。他方、数年前からの大きな変更点としましては、ここにお書きしました ように、収用法というものがカンボジアの正式な法制度として通りまして、実際に施 行されております。これは正規の者であって、正規の民地を、収用ではなくて買収す るときに必要な法律ということになっておりますので、引き続き非正規の住民につい ては今後検討されていくであろう法律でカバーする。現状は我々ドナーの要求もあり ますので、そこのギャップを埋める作業として、RAPの中でしっかりそこの落ちがな いようにというところをお互い確認する。

原嶋主査 そのときも非正規の住民の方と補償の再取得価格、補償基準の問題が多 分当時のカンボジアの法律とかルールでは必ずしも国際的なスタンダードではないと いう議論があったと思うんです。そのギャップについては今回触れた事項でもよろし いんですね。

山下氏はい、その通りです。

原嶋主査 1番はよろしいですか。

二宮委員 1番は確認なので大丈夫です。

原嶋主査では、全体事項はそういうことで、次に代替案の検討ということで進め

させていただきたいと思います。4番から11番、私と二宮先生ですけれども、何かあり ましたら。

二宮委員 私は、これのお答えは、要するに農地の面積のボリュームとしては非常 に小さいということだったんですけれども、私の質問の趣旨は機能面の損失というこ とで、農地の多様な、農業生産の大きさということだけではなくて、農地が持ってい るその他の機能についても評価をしているのかどうかということだったんですけれど も、このお答えもそうですし、ほかのところを見てもそういうところが見当たらない ので、多分そういう視点での議論ではないんですね。面積的には非常に小さいので、 農業生産活動に占める割合は小さくて余り大きな影響はない。多分それ以外のマル チ・ファンクショナリティーといいますか、そういったことについては、取り立てた 評価をここでしているわけではないということなんですね。そうであれば、多分そう なんだろうと思ったんですけれども、そこの確認の意味もあったので、そのことが確 認されれば私としては結構です。

原嶋主査 ちなみに、ここで米作をしている方というのはどういう層で、どういう ところに住んでいる方、全員一律ではないのでしょうけれども、全体的な傾向として はどういう層の方なんでしょうか。

三宅 カンボジアの農民というのは、どちらかというと一箇所に固まって住むとい うよりも、散村形態をとる集落が多いので、日本ほど集中はしておりません。つまり、 田んぼ、農地があるところに数十軒が固まって集落をつくるということが多いです。 今回バイパスのところにつきましては、ほぼそういう農村集落というよりも都市型の 生活をしている方が多いので、農民というよりも普通の都市住民、もしくは近郊型の 農業を営んでいる方への影響のほうが大きいんじゃないかとは思います。

原嶋主査 事業地の95%が米作地、これを読んでいて結構大きな規模のように印象 として持ったんですけれども。とりあえずこれは進めさせていただいて、多分次の問 題を出していただいているので、代替案の議論で、これは率直な読んだ感想としては 表16.5-1の代替案の検討のところについて、若干違和感を感じたところがあるので、 これはご説明いただけますか。これが改定された部分ということなんでしょうか。一 言で申し上げると、必ずしも住民移転が一番少ないところが最適とは言い切れないの でしょうけれども、このケースの場合には恐らく、代替案3のほうが適切ではないかと いうふうに読み取れないわけではなかったんですけれども、それについての補足ない し、これはこれを見ろということなんでしょうか。

三宅 ちなみに、追記部分につきましては、16-50ページのところの(3) Overall Evaluationのところを追記する形で説明を加えております。

原嶋主査 追記のポイントというのは何ですか。私の思った素朴な違和感は、16.5-1の表、Tableの、住民移転は明らかに3のほうが少ないんですね。代替案3のほうがた しか少ないんですね。それにもかかわらず、3を選んだというところがどうも私しっく りこなかったんですけれども、それについての説明というか、それはこの追記の部分 ということですか。

三宅 ポイントにつきましては、ここの回答のところに書かれています通り、代替 案3、つまり片側1車 + Motorcycle Laneいう形ですと、供用後10年程度、2030年ごろ には4車線への拡幅が必要になる計算になります。そうした場合に、また再度住民移転 が発生するような事態になりますので、そういうのを踏まえて今回最初から4車線に拡 幅することを提案しております。

原嶋主査 10年程度で拡幅が必要になるということですか。交通量を賄えないということですか。

三宅 6-18ページをご覧いただけますでしょうか。現行のキャパシティーが大体 PCU2万5,000程度と想定しておりまして。

土橋 2030年度時点の交通量で大体2万8,000台ぐらい。車道が上り線1車線、下り 線1車線の場合は可能交通量が大体2万台から2万5,000台ぐらい、2万5,000台ぐらいだ と若干、渋滞が発生しながらの交通量ですので、2030年ぐらいになるともう先ほどの 代替案3ですと車道部分が2車線プラスアルファしかありませんので、2万5,000台ちょ っとぐらいしか流せないということになります。

原嶋主査 そもそも交通量を吸収できないというのは、代替案の設定の仕方そのも のに疑問を感じないわけではないんです。なぜかというと、交通量をある程度満たす、 何年先まで満たすのかわからないんですけれども、それが前提の上に住民が多いとか、 そういう議論をするわけです。コストが高いとか、いろいろな議論をするわけですけ れども、代替案3だけ10年後は交通量を吸収できないというのは、代替案の設定その ものが若干個人的には疑問を持つんですけれども、全線にわたって、それはほかの区 間も同じような。基本的には何年先まで交通量を予測されて、何年先ぐらいまでは吸 収しようという前提なんですか。例えばほかの代替案だと、そこがちょっと.....

三宅 先週行いました中央区間については2035年ぐらいです。そのときの交通量の 伸びをカバーできるような感じで設定いたしまして、4車線を提案しております。

原嶋主査 Alternatives、ゼロはともかくとして、1、2、3の場合はそれが難しい。1、 2の場合には2030年は一応吸収できるだろうという。

三宅 片側2車にした場合は2030年もクリアできることになります。

原嶋主査 そうすると、3だけ前提が違うAlternativesのような感じがしないでもな いんですけれども、3の設定をしたという、何か理由は。

三宅 3の設定は.....

原嶋主査 特徴としてはどういうことですか。

三宅 特徴は、ここをご覧の通り、車道に比べて、これはモーターバイクの専用レ ーンとして考えていますので、車幅が2メートル50ということでやや狭くなっており ます。この幅になりますと、自動車が走るにはちょっと狭くなりますので、つまり車 は1車線のみ。それで、スピードの遅いスクーター、モーターサイクルについては外を 走るということになるので、車の許容量というのはここの1車線しかカバーできません。 今現在カンボジアというのはモーターサイクルの交通量が非常に多いので、この形態 をとる道路というのが結構多いんですが、これからモータリゼーションが進みまして、 自動車が増えた場合に、この絵の中でも2台走っているんですけれども、これは車道と 考えてください。こういう形で片側2車線道路にしなければ今後の交通量の伸びを吸収、 カバーできないというのが我々の提案です。

原嶋主査 素朴な疑問は、代替案の設定そのものに何かやや違和感というか、基本 的な前提は同じ幾つか選択肢を立てるというのが代替案なんでしょうけれども、そう いうふうになっていないような感じがして、当然そうするともう最初から、結論あり きというのが言葉はよくないでしょうけれども、やや.....

三宅 現行のこのタイプか、あとは通常の我々が提案したこのタイプかという以外 に、今申し上げたようにカンボジアの主要なタイプというのがこういうのもあります ので、これも含めて検討したほうが、カンボジア政府側を理解説得しやすいというの がありまして、この代替案3というのを含めた形になっております。

原嶋主査 ポジティブに理解すれば、代替案3というのはカンボジアで比較的一般的 な道路のスタイルを当てはめてみた、そういうふうに理解していいんですか。

三宅そうです、はい。

原嶋主査 それを踏まえた上でも2になるということですか。石田先生、今ちょうど 1ページ目の6番まできています。今、代替案の検討ということは、4から11を対象に 議論をしていますので、ご質問などありましたら。

石田委員 今のところ、原嶋先生がおっしゃられたところですけれども、カンボジ ア全体の道路交通量の増加に対応する、産業振興に対応するという意味では、目的は 全部違います。ゼロオプション、それからOnly pavement widen into Alternatives3では、 同じレベルで比較は別にしていないんです。同じ目的に到達するのに、飛行機を使う のか、車を使うのか、馬車で行くのかだったらそれはわかるんですけれども、それを 普通多分代替案というと思うんですが、日本では多くの場合代替案というよりどちら かというと対案なんです。だから、最初にやることが決まっているので、その場合に 技術的にどれを採用したほうがいいだろうという対案にすぎないと思うから、時々思 うんですが、Alternativesという言葉が本当に正しいのかどうかはわからないというふ うな気がします。

つぶやきですけれども。

原嶋主査 続いて、7、8、9、10でありましたらご遠慮なく。

石田委員 7番は、これは地図で見ると道路のそばに見えたんです。だから、気になって見たんですが、最も近い森林でも300メートル以上離れている、だから心配しなくていいということですね。間違いないですね。間違いなければいいです。道路沿い

のものはない。

それから、水田は限定的であると。限定的であるけれども、水田が奪われる人たち はChapter17Resettlement Action Planでカバーすることになっているんですね。では、 これは南区でしょう。先週中区をやったときに、真ん中、センターをやったときに、 Alternativesの提言で農地の計算は全然していないんです。農地がどれだけ取られるか。 皆さん宅地の話ばかりしているんですか、宅地と人だけ。Chapter17では農地の補償 はやるんですね。やるのだったら私の質問はいいんです。バイパスのほうですね。バ イパスのほうは特にルート3をやるんだったら新たに田んぼというか、田舎の中を真っ 直ぐ通すわけですから、12キロ近く通すので、田んぼを通るんですね。ここは何をや っているんですか。ルート3の道路で潰れるところの生計というのは、工業地ですか。 それともその計算はこれから計算しますという、そういうお答えなんですか。でも、 ルート3の2つのLand acquisitionのところで、loss of agricultural land becomes larger routesだから、やっぱりagricultural landは失われるというふうにレポートでは書かれ ていますが。

櫻井氏 調査団の団長をしております櫻井でございます。

今、石田先生のお話は、Kampong Chhang Bypassのルート1、2、3というふうに承 りましたが。

石田委員 50から55と書いてあります、そのことです。

櫻井氏 Kampong Chhang Bypassのところというのは確かにしております。したが いまして、延長が長ければ長いほど農地がかかるというのは比例的にそういうことは いえるということになります。

それから、1と2は主として既存の道路を拡幅して、Kampong Chhang Bypassの場 合には拡幅してバイパスとして使いたいという地元州政府の感覚と評価しております。 それで、そういう点から見ますと、ルート3という、採用しようしている案が一番農地 の潰れは大きくなります。これは事実です。ただ、バイパスの機能を確保するという 意味でいいますと、やはり市内の道路を拡幅して、将来バイパスといいながら両側に 家が密に建っているというのは交通計画上余り好ましいことではありませんので、バ イパスの本来の機能が得られませんので、やはり農地の潰れは生じますけれども、本 来の事業の目的を達するという意味でルート3を提案しております。

原嶋主査 今、農地の潰れは避けられないということで、確認のためですけれども、 農地が潰れた場合の補償というのは、後ほど出てきますけれども、いわゆる被影響世 帯というか、そういう形でカバーして。

櫻井氏 もちろん、適切な補償がされるというふうに。今までの例からしてもきちんと農地に対する補償はされる。

原嶋主査 それは、そこの農地というのは、先ほど三宅さんからもご説明があった ことに関係がありますけれども、主には農地と離れているとか、比較的みんな農地に 接近して住んでいる方。

櫻井氏 割合そばにいると、うんと離れているということではない。

原嶋主査 この場合の農地はState Landではなくて、どういう所有関係の方が多いんですか。

山下氏 バイパスにつきましては原則的にPrivate Landです。それはEntitlement Matrixと呼ばれるResettlement Action Planの中に入ってくる所で、きちんと書かれて おりまして。

原嶋主査 正当なタイトルというか、タイトルを持っている方が正当な権利に基づ いて水田なんかをやっていらっしゃる方が一般的に多いということですか。

山下氏そうです。

米田委員 先ほどのバイパスの周りに家が建つとバイパスの機能が余りよろしくな いというお話なんですけれども、新しい道ができるとまたそこに人が集まってきて、 結局いずれは今の市街地のようになってしまうということはないのでしょうか。

三宅 ROWの外に集まるという可能性はあると思います。

米田委員中には入らない。

三宅 基本的に今回そういうことはしないように、させないようにしなければいけ ないと思います。

米田委員 将来的にももう入ってこないようにしっかり監督しなさいということで すか。

石田委員 では、今のところもまた何かあると思いますが、私のが多いので、これ を先に片づけると、9、10のところなんです。Acceptance by people、これは先週やっ た中央区の話とまた同じ話だなと今思いながら、結局同じなんですが、道路建設のPA というのは人々のAcceptanceですね。そのPAというのは、何度も繰り返すようですけ れども、お金がもらえるから、土地が売れるからいいというのは、それは確かに一つ あるでしょう。でも、それだけではなくて、お金をもらえる人もいるし、もらえない、 近くの人も別に影響は出ない。子供たちが横断するに当たっても大丈夫そうな計画だ からということでAcceptanceする人たちもきっといるはずなんです。だから、それも 含めてPAだと思うんです。だから、余りお金、お金と狭義の意味でPAを使わないほう がいいと思う。これはまた言いますけれども、先週と同じでまた言いますけれども、 これは開発協力なんです。確かに金は貸していますけれども、銀行として金を貸して いるんですが、これは国際協力なんです。公共事業ではないんです。公共事業だけれ ども、公共事業ではないんです、変な言い方だけれども。国際協力で公共事業という 手段を使っているにすぎない。だから、日本でやっている道路建設とはちょっと考え 方を改めて、ここを今後やられるときにはお金だけで書かないほうがいいと思います。 私はまた同じ質問をします。

原嶋主査中央区で議論をしたのはどこですか。

石田委員 中央区の議論というのは、ここで要するにAcceptance by the affected peopleというのは、そこにバイパスが通ることで土地が売れる。所有している土地が 売れる。だから、人々は喜んでいるという記述だったんです。今回もそれがあります。 usually welcome improvement of the road in front of their property since the value of the land becomes higher、土地価格が上がるから喜んでいると。ルート1もそう書いて あるんです。ルート3もそうなんです。since the value of the land becomes higher、だ から、Owner of the properties along the Bypass welcome constructionと、それも確か に重要な要素ですが、それ以外の要素にも目を向けていただきたいというところです。 以上です。10番わかりました、ありがとうございました。ちゃんと説明がなされてい る、結構でございます。

原嶋主査 とりあえず進めさせていただいて、また後ほど。11番は。

米田委員 10番のお答えの中でRAPのページと項目が書かれているんですが、私ど もが受け取っているのはDFRの17章か、あるいはEIAの中に入っているRAPの部分で、 このお答えの部分がどこに該当するのかわからなかったんですけれども。章立てが違 うんですかね、どこに書いてあるのかすぐにわからなくて。

土橋 RAPの方向性については画面に出させていただいていますけれども、以前お 配りさせていただいたDFRにもその旨が引用されておりまして、DFRでは17-42ペー ジに該当します。

米田委員 章立てが違うということでしょうか。

土橋 章番号とは違いますが、記載内容は同じになっています。

米田委員 そういう項目がないようなので、では、17-42ですね。

石田委員 17-42は一番最後のB-1。

原嶋主査 正確に、訂正していただいたほうがいいと思うんです。この回答表のと ころの記載に間違いがある。正確に訂正をお願いします。今はRAP、P52~53、

「8.2.2(a)」をご参照くださいと書いてあります。これを訂正する必要がある、正確に 訂正していただいたほうがいいと思います。どういうふうになるんですか。DFRの17 章の41ページ。

土橋 17-41~17-42ページ、8.2というのが17.7-2になります。ページ番号から、まずRAPと書いてあるのはDFR、ページ番号が17-41ページから42ページ。

原嶋主査 を参照してくださいというのが正式な答えなんですね。

土橋はい。

石田委員 43と44、45のTable17、7-3もそうではないんですか。Questions and Responses the Public Consultation Meetingsというのも。これは、要は、41と42で何 をしましたと目次が全部書かれているだけであって、意見があったかなかったかとい うのは書いてないと思うけれども。住民の反応としては、バイパス建設にかかわらず 原則的に事業に賛成で、特定のオプションに関する否定の意見は出されていませんで した。(どこそこをご参照ください)だから、意見が出されていないということが記述 されているのは、43とか44のほうではないんでしょうか。41、42は目次です。何やり ました、何を予定してやりましたという。だから、42、43、44、45は結構意見が出て いる。

三宅 43から45のところのセルの中から質疑応答になっています。

石田委員 だから、41から45にすればいいですね、そういう意味では。

原嶋主査 これは回答表の訂正ということでお願いします。とりあえず進めさせて いただいて、11番は特にこれで結構です。では、続きましてスコーピング・マトリッ クスのところで、12番から20番です。では、石田先生。

石田委員 これは私、少し時間差で間違えてやっていたようで、スコーピング段階 で固めた表がこれですね。スコーピングのときに委員会から意見を言って、皆さんの ほうで事前にスコーピング表を完成させていただいたのがこれなので、これに今さら どうのこうの言っても私が間違っていることに気づきました、ごめんなさい。だから、 12番は結構です、ありがとうございました。

原嶋主査 13番で橋の建設と道路と、ざっくりと申し上げると、幹線道路とバイパ スと橋というのが混在している事業のようなんですけれども、橋というのは事業とし ては一体に見て十分な規模、要はアセスなんかをするときの規模としては橋の20メー トルから30メートルの橋はそんなに小さくないような感じもするんですけれども。

三宅 全体の橋長が20メートル、30メートル、ですから、川幅はせいぜい10メート ルあるかないかぐらいということで、非常に小さな川を横断する。

原嶋主査 3つつくる、3つが予定されている、それはもう道路として一体としてい ろいろな手続も含めて進めていくことで十分と。

三宅 既存の橋梁がありますので、それを拡幅するか、もしくは非常に小さなもの ですので、場合によってはボックスカルバート等でカバーできるかもしれません。橋 脚を伴うものが3つ、それ以外にもっと短くてボックスカルバート、要はコンクリート のブロックに穴をあけただけのもの、そういうもので済むものもあるということで、 そういうのを含めて全部で7つ。

原嶋主査 橋脚を伴うものも、カンボジアのルールとかいろいろあるのでしょうけれども、それは事業としてはもう一体として捉えて問題はない事業なんでしょうか。

三宅はい、一体として問題ないと思います。

原嶋主査 それはJICAのガイドラインにそれは問題ないんですか。

上條 事業の中で切る必要がないと思います。切るほうが逆に問題だと思いますけ れども。

原嶋主査 余り、規模にもよるのでしょうけれども、それは特にこの規模であれば そんなに問題はない。

上條 問題はないと僕は思いますけれども。

石田委員 あわせて、河川内の橋脚工事をするものについては川の中に橋脚を建て るわけですね。川の中に脚を建てるわけですね、ないところに脚を建てるんですね。 掘ったり、出た土をどこかにやったりするので、いわゆるそのときの工事の影響とい うのはないんですか、そこに棲んでいる生物とか。あとは、そこから流れ出るセジメ ンテーションというか、流れを食い止めて別のところに土砂が堆積するとか、そうい ったところは考えなくていいようなレベルなんでしょうか。

櫻井氏 それでは、調査団から。

そういう実際の工事のやり方というのは実は施工計画の段階で実際にはやることに なります。もちろん全く川の水が濁らないという状態は技術的にいって不可能です。 しかしながらインターナショナルな業者が行いますので、当然そういうものをミニマ ムにするように、工事する場所を矢板で仕切るとか、あるいは場合によっては水をつ けかえて、そこの場所だけは水が流れないようにするということをやると思います。 ただ、今の段階でどの程度というのは、予測はなかなか難しいですけれども、そうい うめちゃくちゃに下をほじくり返してやるというような事態はないというふうに理解 しております。

石田委員 それは16の後半部分のImpacts and Mitigation Measuresという、影響と 緩和策という長い表がありますけれども、その中で言及されているのでしょうか。

櫻井氏 はい。濁り水が発生しますということは評価しております。

石田委員 12番のSoil Pollutionなんですが、これのImpacts and Mitigation Measures のほうは、16-68なんですね。Table16.6-6のてっぺんのSoil Pollutionというところなん ですが、予測ではスコーピングのときにはOperation PhaseでB - 、何らかの影響が出 ると予測されているんですが、Operation PhaseでMitigation Measuresは全く考えてお られない。これは何か理由があるのでしょうか。16-43ではB - になっているんです。 Soil Pollution、No.4です。それに対する対策が16-68の真ん中、Soil Pollutionなんです けれども、Operation Phaseでは対策が何もとらなくていいと。

三宅 Operation Phaseのところで何も対応をとらないというご質問でしょうか。

石田委員はいいこれはどういうふうに見ればいいんでしょうかという質問です。

三宅 こちらのConstruction Phaseにつきましては、それは工事車両による油の漏 れとか何かを抑えるんですが、Operation Phaseになりますと、工事車両からのそうい う油の漏れとか、それに伴う土壌汚濁、汚染の発生というのはなくなるものと思いま す。拡幅は行っても現状と変わらない状態になりますので、Operation Phaseについて のミティゲーション対策というのはこの中では特に言及しておりません。

石田委員 そうすると、スコーピング・マトリックス、つまり16ページの43で、供 用時には油や燃料の漏れ、それからいろいろな荷物とか、そういう燃料を搭載した車 がぶつかることによる事故による漏れのようなものは実際に調査をしてみるとほとん どないであろうという、そういう予測ですか。 渡辺氏調査団の渡辺です。

そういう話を可能性はあるかなと思ったんですけれども、実際にそういうことはない、発生しないということなので、Operation Phaseは一応影響なしという。

石田委員わかりました。ありがとうございます。以上です。

原嶋主査 続いて、14番、15番です、二宮先生、16番、米田先生。

二宮委員 14番わかりました。わかりましたが、補足の質問です。例えば木材製品、 木材を取り扱うような、製材所みたいなものが近くにあるということなんでしょうか。

渡辺氏 木材、民芸品を扱う施設があります。陶器を売る、農産物直売所みたいな ものも道路沿いに点在しています。

二宮委員 質問に対する答えはこれでいいと思うんですけれども、例えば農産物の 物流センターのようなものが道路沿いにできて、そして輸送を効率的にするという、 いわゆるどちらかという産業政策みたいなものが同時にないと、ただ道路ができただ けでそうなるかどうかというのはわからない。そこは厳密に言うと、そうすると、例 えば周辺の土地を、まとまった土地を使って、例えば農協みたいな集団がそこに集荷 センターみたいなものをつくったりということは、これは経済活動としては自由な競 争のもとでできるんですか。

三宅 今のお話は道路建設とはまた別の話になると思うんですが、JICAのプロジェ クトの中では道の駅をつくったりとか、そういう組織化のサポートや何かも別途行っ ております。

二宮委員 そこはちょっともどかしいところで、どうしてもここは道路の話しかし ないので、道路のベネフィットを語るときにどうしても道路をどう使うかという附属 の政策が議論されないと本当はあれなので、そこが少しないものねだりなんでしょう けれども、もどかしいところがあるんですけれども、そうすると、そういうことも多 分起こり得るだろうということで、道路そのものができること自体は当然そういう機 能を強化するわけですからベネフィットだという、そういう意味合いのここはプラス になるんですか。

三宅その通りです。

櫻井氏 現実にPursatのちょっと手前に道の駅をJICAの支援でつくっております。 実はあれ以外にもう一つ手前のKampong Chhangにももう一つつくろうかという計画 が大使館ではそういう話をされております。ということで、これを機に、やはり地元 の産物を少しでも売ろうという動きは。Pursatは一時、先生が行かれたときはまだう まくいっていなかったんじゃないでしょうか。

二宮委員 一番最初のものは今から1週間後ぐらいにオープンしようかというような、 仮オープンみたいな。

櫻井氏 実は、あれは1年後に閉鎖しました。また再開しました。

二宮委員 それはどういう。

櫻井氏 バスが全部ある特定のレストランとお金のやりとりがあって、観光バスが 行くのが決まっているんです。それで、寄ってくれないので商売が成り立たない。し かし、今度は観光バスの会社と提携してやって、人が行くようになって、やっぱりそ ういうトライ・アンド・エラーがどうしても必要かと思います。その面でもJICAとし ては。

二宮委員 カンボジア政府が独自でそういう道の駅みたいなものとか、集荷センタ ーみたいなものを誘導して補助金を出してつくるみたいな動きはあるんですか。

櫻井氏 集荷センターはその話は聞いたことはございませんが、とりあえずは道の 駅ということです。

二宮委員 それは完全にJICAが支援している。

櫻井氏 JICA、日本政府が援助しているというふうになります。

二宮委員 そういうような思いがあっての質問でしたが、この回答で了解いたしました。15番もわかりました。

米田委員 16番も緩和策で植裁をするということを書いていただければいいのかな と思います。

一つ確認といいますか、元の文書でbuild-up areasという書き方をしてあったんですけれども、これは市街地という意味になるのでしょうか。build-up areasでは木が日影になっていいんだということですか。

渡辺氏そうです。市街地です。

米田委員 では、植裁をするとしても市街地の部分だけということになりますか。 渡辺氏 郊外に行くとユーカリの木がありますので。

米田委員 それも切ってしまうわけですね。

渡辺氏もう切らざるを得ないです。

米田委員 その郊外の部分は植裁はしないんですか。

渡辺氏 移植はしないです。ユーカリですのですぐ生えてくる。抜き取ってまた植 え直すということは。

米田委員 植え直しをするんですか。

渡辺氏もう一回新しく植え直します。

米田委員 それは事業の中でやられるんですか。

渡辺氏 植裁も含めて。

米田委員では、拡幅した道路には大体全部植裁をするという。

渡辺氏 全部とは.....

米田委員 完全にはいかないですか。大体わかりました。

原嶋主査 17、18、19、石田先生、続いてまた米田先生です。

石田委員 17、ありがとうございました。先ほどと同じです。18も、これは団長と もよく話ししているんですが、毎回出てくるお話なので、とりあえずご回答ありがと うございました。毎回同じことですね。大型生物の移動というのは、それはよくわか るんですが、本当に小型の昆虫とか両生類とか爬虫類をどう評価すればいいのか。と りあえずはいいです。それから、19番も読ませていただいてわかりました。ロングビ ークと呼ぶんですか。ここは観光客が押し寄せるかもしれないみたいなことが Operation Phaseで書いてあるんですが、そのあたりはどんな見積もりですか。

櫻井氏 これは向こうの文化芸術省と協議しております。それからそこに実は奈良 の文化財研究所の方が支援で入っておられまして、その方々とも相談をしました。

石田委員 それは遺跡の復旧なんですね。

櫻井氏 ロングベークというのは、昔軍隊が駐屯していたところらしいです。そこ から南のほうに、配付資料の中にも入れましたが、お寺のあるところがありまして、 そこが都があったところで、その間を連絡する通路が3本走っているんです。そのうち の2本を横切るんですが、1本はほとんど使われていない。両側に橋があったんだと思 うんですが、それが壊れていて、1本は人が現実に使っています。そこの交差部分につ いて、文化芸術省及び文化財研究所の方のご意見を伺いましたところ、これは発掘調 査でいいだろう。交差部分だけは発掘調査してください。原状保存する必要はありま せんというご意見をいただいております。

石田委員 道路が通るんですか。

櫻井氏 はい。そこを横切ります。向こうの文化財研究所の方のご意見は、できれ ば将来、オドンバイパスですけれども、バイパスの交差点付近にちょっとした駐車場 をつくってくれないか。史跡公園としてむしろ売り出したいというご意見をいただい ております。その方向で道路を計画しております。

石田委員 繰り返しの質問ですけれども、相手方とも仏教国で大切な遺跡をずっと 保存している彼らですけれども、そこは通してもいいという話になっているんですね。

櫻井氏 はい。そこは仏教施設ではなくて、そういう軍隊が通る道だったようなと ころなので、宗教施設というよりは単なる史跡となります。

石田委員 了解いたしました。ありがとうございます。結構です。

米田委員 20番は先週から、中央区間のときから話をしているので、わかりました。 ROWはリザーブに入らないということを保護区の説明をしているところに明記してく ださい。

以上です。

原嶋主査中央区でも同じ問題があったんですか。

米田委員 Biosphere Reserveの境界が一体どこなのかというのがわからなくて、先 週大分お話をして、後に出てきますけれども、それを整理して書いてくださいという。

原嶋主査 基本的には重ならないということでよろしいわけですね。続きまして、 環境配慮ということで、21番からありますけれども37番のところで、米田先生最初4 つです。 米田委員 21番は書いていただくということで構いません。

22番は今と同じような話なんですけれども、72番にコメントがありますので、ここはこれで結構です。

23番もケアレスミスということで、構いません。

24番は、田畑など人的な開発が進んで生態学的に全く異なるので参考となるものが なかったという、調査団としてそういう結論であるということは理解しました。ただ、 どうしても本当にそうかなという気持ちはあるんですけれども、一応理解しましたと いうことで24番はこれで今は構いません。

石田委員 25番は、1番は本当につまらないコメントで申しわけないと思ったんで すが、middle sizeという言い方に意味があるのかなと、ただそれだけです。ミドルと いうからには大小の長さを定義しなければいけないんじゃないかという、それはもう そちらで考えてください。英語を出すカンボジア政府がmiddle sizeと入れておいたほ うがCroakerの意味が通るのであれば、そうされたほうがいいと思います。英語は私た ちが読むのではないですから。相手が読むわけですから、もうそれは調査団が一番ご 存じですので、お任せします。

25番の2つ目の質問、ありがとうございました。

それから、26番、書きかえていただいてよくわかるようになりました。これもあり がとうございます。

27番、ご回答では、それぞれ別々な場所で述べているわけですね。また後で出てくると思いますので、とりあえずは結構です。ありがとうございます。

原嶋主査 28から30です。

米田委員 28番は再確認をしてくださいということです。

29番なんですけれども、いろいろ見ているうちにどこに書いてあったか忘れてしま ったんですけれども、何か魚のほかにエビを食べているというような話もどこかに書 いてあったと思うんですが、インタビューして出てこなかったということなんですけ れども、今からではもう間に合わないのかもしれませんけれども、本当にエビとか、 食べているのか、もう一度聞いていただけないかなと思うんですけれども、それは無 理だということであれば調査の結果ではこうであったというふうに書いていただくし かないかと思うんですが。

それから、30番は、わかりました。

原嶋主査 29番はいかがですか。エビなどを食用としているような習慣とか。

渡辺氏 魚ぐらいしか見ていない。

石田委員 オニテナガはいないんですか。

三宅 オニテナガはここの近辺にはおりません。メコン川の本流のところです。ミャップのあたりにはいると聞いています。

原嶋主査 30番のwetland、これはwetlandがない、ミスというのは、wetlandがない

ということで理解していいということですか。

米田委員 書いてある場所が違う。西にあるようなことが書いてあったけれども、 実は東だったみたいな、そういう話です。

原嶋主査 引き続いて31番から32番、石田先生。

石田委員 まず31番ですが、ここは鳥類の季節移動は今まで一度も考えていなかったんですが、この道路を横切るような形で鳥類の季節的な移動というのはない地域ですか。マイグレーションで、いわゆる渡りはしない。

渡辺氏 そこまでは調査していません。

石田委員 一度チェックしてもらえますか。ない可能性もありますけれども、念の ためお願いいたします。確実に車両数は増えるでしょうから、幅が広がって。チェッ クがお願いできれば。では、これはコメントに残します。むしろチョウです。鳥は多 分上のほうを飛んでいけるでしょうから、チョウは、台湾とか近隣の国でも高速道路 を越えられなくてみんな死骸になってぶつかっているんです。

32番、これも実は団長とは何度もやりとりをしている課題でして、コメントに残したからどうこうできるものでもなくて、むしろ私たちに与えられた宿題でもあると僕は認識しています。ですから、コメントのような形で残すのが果たしていいのかどうか、検討させてください。

原嶋主査 後ほどお願いします。続いて、33、34。

米田委員 33番は了解しました。34番もわかりました。ただ、騒音や振動が雨期と 乾期で変わらないのかどうかというのは、ちょっとどうなのかなという気はしますけ れども、実際測定ができないのかなというのは思いましたので、了解しました。

原嶋主査 それは一般的にいかがですか、雨期と乾期で騒音とか、影響の違いというのは。

渡辺氏 余り、日本でやるときも冬と夏とか、梅雨時期という区別はない。特に雨 が降っているときは測定できないということと、あともう一点は、例えばセミが鳴い ているときとかカエルが鳴いているときは測定ができないというところがあるのです けれども、バックグラウンドがないという所がそれ以外の条件です。

三宅 私も経験からいうと、雨期と乾期の騒音とか振動の大きな差というのはない と思います。カンボジアの雨期というのは日本の梅雨と違って、雨期においても2時間 ぐらいわっと降りますので、そのときはばたばたというすごい音になりますし、その ときに車とかモトドックはぴたっと走るのをほとんどやめますので、かなり道路的に は静かになると思います。

原嶋主査 続いて石田先生、35番です。

石田委員 結構です。ありがとうございます。

原嶋主査 米田先生、36番です。

米田委員 36番なんですけれども、今まで見てきたものと違うゾーニングの絵が出

てきたということで、どうしてもこの絵を使わなければいけない理由があるのかどう かということと、今までのBiosphere Reserveの理解をかなり混乱させるものだという 気がするんです。現地の方に確認していただきたいんですけれども、この絵を使う必 要があるのであればかなり丁寧に説明していただいたほうがいいと思いますし、そう でないのであればDFRと整合性というか、同じものにしていただきたいなという気が します。絵を出していただいてもいいかと思いますけれども、EIAの67ページなんで すが、ゾーン1、2、3という呼び方で、やはり守るところと使うところというような 分け方をしている。67でしたか。今までBiosphere Reserveのコア、バッファ、トラン ジションという3つの地域分けの話をさんざんしてきていたわけなんですけれども、こ れは全く違う絵になっているので。

渡辺氏 これはTonle Sap Authorityという所がつくったゾーニング、戦略的なマスタ ープランの計画図みたいな、そんな意味合いだと思ってください。これは、ここが保 護区だという意味ではないです。保護区ではないです。戦略的なゾーニングというイ メージで思っていただいて、これまで報告書に、DFRに載っているのは、あくまで Biosphere Reserveの保護区のゾーニングです。

米田委員 ただ、ここではBiosphere Reserveの説明の中に書いてあります。

渡辺氏 その後にProtected Areasなんですが、その上のほうに。

米田委員 これの上の説明は。

渡辺氏 説明のところにTonle Sap by Authority、その上から5行目です。

米田委員 場所としてTSBRの話をしている中で出てきている。

渡辺氏その後にもう一つ。

米田委員 Based on the geographical and hydrological characteristics、そこから始まるんですね、この絵の話が。ただ、その上はTSBRの話をしているということで。

渡辺氏 Tonle Sap Authorityはこれをやりましたという、話は別になっている。

米田委員 そこがわかりにくいんです。

渡辺氏 それは修正するようにいたします。

米田委員 この絵を入れている理由は何なんですか。

渡辺氏 これはローカルコンサルタントと確認いたします。どうしてこっちの図を 使ったかということを確認いたします。

米田委員 何かざっと調べたりしていても、この絵は余りお目にかからなくて、コ ア、バッファ、トランジッションの絵ばかり目につくものですから、もしこの絵を使 うのであればかなり丁寧に説明していただかないと混乱を招くかなという気がいたし ます。一番下のところにallowedという言葉を使っていますね。ということは、やはり 何か規制があるという印象ですので、その辺も。

原嶋主査 こういうEIAは基本的に制作主体はどちらになるんですか。DFRはわか りますけれども、EIAは。 三宅 MPWTが作成しています。

原嶋主査 先方の機関が国内法に基づいて提出しているという書類ですか。JICAさんのお立場としては、これについては支援をしているという形になるんですか。制作 主体ではないわけですね。逆だったりするんですか。今日の議論のある意味では範囲 の中なのか外なのか、若干そういうのはありますけれども、全体としては注意が必要 なことは米田先生のおっしゃる通りです。後ほどまた。二宮先生。

二宮委員 37は了解です。私の問題意識と実際に書かれていることが少しかけ離れ ているように感じましたのでこのような質問をしましたが、質問自体に多少無理があ ったかもしれません。5番に関係して、自然環境としての農地が潰れる場合に、農地と しての機能、エコシステムとしての機能を評価した上で、その上でそれをどう毀損し ないようにしていくのかという議論を前提として、proper construction planを考える と、あれっおかしいというような思いでこれを読んでいたんですけれども、わかりま した。実際に書かれていることというのは、水路を切らないようにとか、多分工事の 施設を検討するとか、そういうようなこと、実際に5番で農地は場所としてのボリュー ムの議論しかなされていないので、ここも本来は大事なところかなと思いますが、そ うなると37も踏み込んだ議論には余りならないので、これで了解ですと言うしかない。 proper construction planというのが大きな、アバウトな言い方だったので、具体的に 何を想定しているのかがちょっと分かりにくかったのでこのような質問をしました。

原嶋主査 全体設計が周辺の農地との関係が何となくしっくりしていないところが あって、指している場所がそれぞれによって違うから混乱している部分もあるとは思 うんですけれども、整理すると、一番メーンの道路は基本的にはもう全部国有地で、 非正規の方もあるでしょうけれども、農地はほとんどないという理解でいいわけです か。

三宅 正規な農地というのはないです。

原嶋主査 非正規の農地はあり得るわけですね。非正規な農地という言い方がいい かどうかわかりませんけれども。

三宅家庭菜園的につくってしまっているというのはあると聞いています。

原嶋主査 バイパスについては正規の農地もあるということですか。

三宅はい、その通りです。

原嶋主査 これはどっちを指しているんですか。道路沿いの農業用水が存在してい る箇所があるというんですけれども、これはどっちを指すんですか。

渡辺氏 一応30メートル30メートルROWは確保されているんですけれども、中で まだ農業用水が通っているところもあれば、実際に農地になっているところもまだ存 在している。合計60メートルずっと更地というわけではない。本当は道路用地なんで すけれども、そういった農業施設がまだ点在しているということです。農地になって いるものもあります。事実上農地として使われている。 原嶋主査 それらは実際にどいていただくことになるのでしょうけれども、それは RAPで対応するということが基本になるわけですね。そうならざるを得ない。そうな るわけですね。農業用水等がどのくらいの固定されたものなのか、本当にそんなに固 定されていないようなものも含んでいる可能性があるのでしょうけれども、道路の拡 幅によって、どの程度のしっかりしたものかは別ですけれども、既存の事実上の農業 用水が遮断されたりするケースもあり得るわけですね、現実にはあり得るわけですね。

三宅 基本的に水を要するところは先ほどの橋梁とかカルバート以外に道路の下に もパイプを通したりして水を抜きますので、それをやったために水が遮断されること はありません。

原嶋主査 農地として使っていなくても、途中の農業用水の経路になっている場合 もないわけではないけれども、それは今おっしゃったような対応でそれを遮断するよ うなことはしないようにするということが一般的な対応になるわけですね。

三宅 そうですね。こちらDFRの写真集のところにもそういうカルバートで抜いて いるところが幾つか写真で撮られていますので、ご覧いただければと思います。

原嶋主査 メーンの道路のところも事実上農地として使われているところがある。 バイパスについては正式なタイトルをもって農地として使われている、そういうこと で、それらの移転は、非正規、正規の違いはあるけれども、RAPの中で対応するとい うのが基本的な方針ということになるわけですね。実際雨期だけ使っている。雨期だ け流しているとか、そういうところもあるでしょう。

三宅 そもそもここら辺の一帯というのは、乾期になると完全に枯れてしまいます ので。

原嶋主査 雨季だけ機能しているみたいなところですか。むしろないと困る場合も あるでしょうね、排水とか。

三宅 微妙な高低差がありますので、完全に遮断してしまうと水が片方だけ上がってしまって、道路のところに水がオーバーレイすることもありますので、それの高さを整えるという意味合いもあると思います。

原嶋主査 とりあえずこれはここで一旦、では続けて社会配慮。環境配慮のところ で念のために確認ですけれども、TSBRに対する影響というのは、前から何度も何度 も、前の段階から、スコーピングの段階から何度も何度も議論されているので、基本 的には問題はない。距離が何キロかあるということと、それも含めて問題はないとい うことの理解でよろしいわけですね。その辺は、記述の問題の若干の齟齬はあるよう ですけれども、米田先生、特に懸念されるところは。

米田委員 問題が全くないということはないだろうと思っています。

原嶋主査 中央区ではそれは問題になっていないんですか。

米田委員 中央区間でもそういう議論はありました。

原嶋主査 中央区間ではどういう議論をしたんですか。

米田委員 基本的にはやっぱり雨期などに水でつながってしまうということで、そういう一つの生態系になるのであれば全く影響しないということはないのではないか という。可能性があるというぐらいですけれども。

原嶋主査 それは現地のEIAではどういうふうになるんですか。TSBRに対するイン パクトというのは、現地の影響評価ではどういうふうに扱っていらっしゃるんですか。 渡辺氏 基本的には同じような形で。

原嶋主査 基本的にはないという扱いで、現地の手続も問題なく進む。とりあえず 一旦区切りにして、では、社会配慮に進めさせていただいて、38番から51番です。石 田先生が冒頭幾つかございますけれども。

石田委員 これは、報告書で地元の小規模漁業が受けそうな影響というのはどこか に書かれていましたか。それをまず教えてください。16-44のスコーピング・マトリッ クスのところで、impacts of bridge construction on local fisheryと書いてある。だから、 きっとこれが私引っ掛かったんです。ただ、先ほど来からのお話だと、ほとんどない のではないかということではなかったですか。ご説明を聞いていると、それは多分な いのではないか。Social Environmentは16-61ページに、インパクトとミティゲーショ ンの項目がありますが、そこでSocial Environmentとして出されているのは、これはフ ィッシャリーはない。

渡辺氏 建設段階の2つ目に。

石田委員 16-65でいいですか。建設段階の2つ目。

渡辺氏可能性がある。

石田委員 これに対する方策は。

渡辺氏 方策は、地域住民に対して、まず工事計画を事前に説明しておくというこ とが。

石田委員 それはそのお隣のミティゲーションのところに書かれている、3つ目です ね。やれることはそれぐらいですか。どこかに注意が必要であるみたいなことは文章 で挿入できませんか。今の段階ではまだ無理で、これから詳細設計すればわかってく るでしょう。注意を促してくださいというような。ぜひお願いします、コメントに残 しませんけれども、ぜひお願いします。ありがとうございます。よくわかりました。

39番、40、41、42、すべて大丈夫です。結構です。ありがとうございます。43番で す。これは二酸化炭素と書いてしまったから車だけではないですよ、もっとほかのも のもありますと書かれたと思うんですけれども、車が出す排出ガス全般と考えればど うなんでしょうか。スコーピング・マトリックスでは温暖化か何かに出して対応が必 要である、影響が予測されると書かれているんです。ところが、climate changeとい うのがCO<sub>2</sub> emission from vehiclesというのがあるんですが、これは16-68の実際のミ ティゲーションを考える段階で、調査が終わってミティゲーションを考える段階にな るとその項目がもうなくなっているんです。つまり、それはもう査定した結果ミティ ゲーションを考えなくても、手段を考慮しなくてもいいような、そういうレベルだっ たんだろうかということなんでしょうか。

三宅 これについては、今回の事業によっての影響という形で調査するのは非常に 困難ではないかと考えています。

石田委員 おっしゃることはもっともなんですけれども、ただ、この場所でいつも 審議している道路案件については、大体毎回のように道路が増えると車が増えて総和 として増えるのではないかという委員の方々皆さん心配される、僕もそう思うので、 やはり1つぐらい何か入れておいてもいいんじゃないでしょうか。全くないというのも ほかとの整合性がとれなくなるんじゃないでしょうか。

上條 インパクトで何らかの説明をしてから、もしないならないと言わなければお かしい。スコーピングに入れるのであれば。スコーピングで調べるといっているわけ ですよね、だからインパクトの説明をしないといけないのですよね。CO<sub>2</sub>のインパク トはどうだったのかという説明をしてミティゲーションをやらないといけないのでは ないのですか。

渡辺氏 本文に評価の表、グラフが載っているんです。中央区間のときに添付資料 で添付した例が将来的な汚染物質とCO2の排出量の推移、あれは南区間からとったも のです、そういう形では書かせていただきます。

石田委員 16-68にNo or Unknown Impact Itemsとあるから、そこに入れてもいいん じゃないでしょうか。そこに1つだけつけ加えて、今、上條さんがおっしゃっていただ いたように入れておけばどうですか。

上條 書き足します。

石田委員 ありがとうございます。以上です。

原嶋主査 44、45はお答えということで、46、二宮先生。

二宮委員 これは具体的なイメージがわかなかったものですから、施工管理等の過程でステークホルダー協議を必要に応じて実施しますということなんですけれども、 大体そのときに持たれるステークホルダー協議というのはどんな、どのくらいの対象 の人が集まって、どういう情報について共有して、施工を進めていくのでしょうか。 あるいはそういうことをもう少し踏み込んだ具体を書いてもらうとありがたいなと思 います。ここはConstruction Phaseのところ、77の表のところですけれども、ローカ ル・フィッシャリーに対するインパクトも書かれている。そうすると、漁業者の人た ちが対象になるだろうと思います。

櫻井氏 通常工事の状況を考えますと、やはり130キロ、140キロありますと、全線 にわたって一発でというわけにもちろんいかないので、工事が始まる前の段階で当然、 例えば5キロ単位ぐらいで工事をやっていく中で、周辺の集落に対して、いつ、いつご ろからこういう工事をしますので、例えばこの道路は一時使えなくなりますよという ような説明はすることになると思います。したがいまして、頻度というのは今の段階 では非常に申し上げにくいんですけれども、要所、要所で地元に影響が出るような段階においては事前に周知徹底するという意味での説明会は行います。ただ、地域経済への影響ということになりますと、これの説明会、あるいは相談会というのはまた全く別の議論になってしまうかと思うんです。これは今度社会的なほうのインパクトの話になりますけれども、これは収入タイプのほうはまた別の議論で、住民会議のプログラムということになろうかと思います。every stageというのは、今、申し上げたように用地の調査に入る段階、あるいは工事の始まる段階、そういう段階での説明ということになります。それから、今考えておりますのは、供用が近くなった段階では交通安全の問題についての注意を喚起するということをしたほうがいいかなと思っております。

二宮委員 そうすると、項目としてはローカル・エコノミーのところに入らざるを 得ないんですね。何となくちょっと違和感があります。要するに、今のご説明でいう と、私たちの生活の現場でも、ある特定の道路を封鎖して下水工事をやっているとき ご不便をおかけしますみたいな紙が1枚ポストに入っていたりする、そういうような意 味合い、情報提供みたいな。そうすると、ここではステークホルダー協議と書いてあ って、every stageと書いてあるので、非常に丁寧にいろいろなことをやっていただけ るのかなというイメージがあるのと、フィッシャリーにも言及してあるので、例えば ある特定の季節に特定の漁が行われているときに、漁業者の人にその期間工事をずら したほうがいいのかとか、そういうような現場の意見を吸い上げながらやるのかとか、 そういうことを読んだ限りではイメージしたんですけれども。そこまでのことはやら ないとなると、いわゆるステークホルダー協議というようなニュアンスとはちょっと 違いますね。ここに書いてある、素直に受け取れるような意味合いであれば地域経済 というような項目で、経済でも農業、漁業が中心でしょうけれども、その辺の配慮を して、利害関係者とのコミュニケーションをしますということで、非常によく理解で きるんですが、そうであれば、今、団長がおっしゃったような意味がストレートに通 じるような表現ぶりのほうがいいかなという気はいたします。ただ、それはあえて書 くほどのことではなくて、通常施工をやるときにはなさるようなことなんだろうと思 いますので。そうすると、ここに書かれているインパクト・ミティゲーションとはち ょっと、実際に行われるであろうことと整合性がないような気がします。

櫻井氏 今のお話は、EIAのTable、77ですか。

二宮委員 EIAの78のLocal economies such as employment livelihoodと書いてある。 櫻井氏 77にLocal economiesというのがございますけれども。

二宮委員 そこをつなげて対比しながら読むと何となく、いわゆる小規模ステーク ホルダーミーティングみたいな、私は施工のステージがどういうふうな手順ですすめ られるのかというのは正確なところはわかっていないんですけれども、この区間始め ます、この区間の漁業者の方の声を聞いて、季節や手法を考慮しますということをや るのかなとイメージしたんですけれども。

渡辺氏 every stageというのはちょっとわかりづらい表現、もうちょっと具体的に 修正いたします。

二宮委員 どんな施工の段階があって、どういうような対象の人、要するに意見聴 取しながら齟齬のないように進めますということだろうと思うので、それはぜひそう やっていただいたらいいと思うんです。この区間いつぐらいまでここをやっているか ら不便になりますけれども、ご迷惑をおかけしますみたいな、そういう話だとちょっ と違うだろうと思うんです。

渡辺氏 現地人の単純労働者を雇用する場合というのも考えたこともあります。迷惑なこともあるけれども、例えば労働者として働けるという機会も含めてという意味です。

二宮委員 そのエリア、エリアで雇っていく。

渡辺氏特に影響を受けた住民は優先的に。

二宮委員ではそういうことも直接的に書いていただきたいと思います。

原嶋主査 続いて、47。

米田委員 47は説明していただいてありがとうございました。わかりました。

原嶋主査 質問は48から54までありまして、石田先生48、49。

石田委員 49ありがとうございました。48は、丁寧に説明をしている。これはみん なこの人たちは字を読めるんですか。識字率は高いんですね。高いけれどもちゃんと 説明をしている。私たちはわからないので、ローカルコンサルタントをやられている、 皆さんがやられているステークホルダーミーティングの現場に立ち会うことはまずな いので、とにかく小難しい表を出したり、小さい字で、よくあるのは、A4の紙に印刷 して、黒板に張りつけて、そんなの幾らカンボジア人が目がよくても後ろから見える わけがないし、とにかくカンボジアの人がわかるところだけ取り出して、大きい絵で 説明するとか、数字で示すとか、そこにローカルファシリテーターとか、コーディネ ータをよく活用されて、もうご経験があるでしょうからおやりになっていただければ いいと思います。回答をいただいたということで、大丈夫だと私は思います。48、49、 結構です。ありがとうございます。

原嶋主査 50番でROW、先ほど三宅さんがおっしゃったので確認ですけれども、 ROWとRPWの間が出た、そこをそのまま農地として使うことを容認するような記述 がちょっと見受けられたんですけれども、それが基本的には、言い方はよくないです けれども、排除するという形になるわけですね。方針としては国有地になる。

三宅 そうですね。国有地の内部のそういう継続的に農業というのは今回補償が終わった後というのは禁止することになります。

原嶋主査 では、それで。あと51番米田先生で、52、53、54まで石田先生、まとめて。

米田委員 51番は、これもそういうことを聞いていないのかなという気もしたんで すけれども、とりあえず回答は理解いたしました。

石田委員 52番、53番、ご説明ありがとうございました。54番、細かくて恐縮なん ですが、道路事業はこれからなんですね。これからなのに道路事業そのものに対する 満足というのは、まだよくわからないんですが、2番のBad、余りよくないことが起き るだろうと思っている人たちが少数派でいるんですが、それに対しては理由がきちん と13個書かれていますので、これはこれで地道に対処していかれるんじゃないかと思 っています。ただ、この段階でSatisfaction with the project、プロジェクトはまだ何に も始まっていないので、彼らは想定しているのは違うんじゃないですか、プロジェク トの。今、説明を受けてこんなことが起きるんじゃないかなと思っている、その希望 とか想定に対して彼らが満足しているか、していないかという。アンケートをとった か、聞き取りしたか、表がSatisfaction with the projectなんですね。これはよくわから ないんですが、意味づけが。やった結果Satisfyかというのはよくわかるんですけれど も。何もやっていないのにSatisfactionもないんじゃないか。何かもう少し表現の仕方 に工夫をされるといいんじゃないでしょうか。何のねらいでこれをSatisfactionの統計 をとったのか、よくわからないんですけれども。期待度合ではないですか。 expectationとか、それをいっているのではないですか。そちらにされればいかがです か。

櫻井氏 私の個人的な解釈で言うと、こういう沿道の人たちは前々から道路を直し てほしい、直してほしいと言っているわけです。それでようやく直ることになった。

石田委員 だから、expectationに対して期待が高まっていますけれども、実際道路 を直してみたら自分たちが思っている工法と違っていたりすると、またSatisfactionが 下がったり、上がったりするんです。Satisfactionはやった後でないとはかるのは難し いんじゃないでしょうか。

三宅期待という表現に変えたいと思います。

原嶋主査 5分ほど休憩させていただいて、これからコメントになります。

午後3時41分休憩

午後3時48分再開

原嶋主査 それでは、コメント部分の議論をさせていただきます。順番に、最終的 に助言として入れる必要があるか、ないかということも含めて、先生方のご意見をい ただいて、少し編集を始めていただいて、また最後に質問事項が1から54までありま すので、その中で幾つかまた場合によっては復活する必要があるものについては後ほ ど振り返ってコメントとして入れることで、55番から始めさせていただきます。回答 に対するご質問と、あるいは助言としての必要、不必要のご意見をそれぞれの先生方 からいただきたいと思います。まず55番、二宮先生です。

二宮委員 55番は悩んでいますけれども、ほかの先生のコメントとの兼ね合いです

けれども、確かにこのDFRの中では、トラフィックボリュームとか将来推計、書いて いただいているのですが、私のコメントの仕方が余りクリアでなかったんですけれど も、先ほど冒頭のところで原嶋先生が議論されていました6番のところ、代替案がある けれども、結局は代替案ありきではないけれども、想定されているようなやり方にな っているんじゃないか。つまり、将来的に推計をして、そのボリュームを小さく抑え るような政策が一方であって、もしその政策が機能するようであれば代替案1でもうま くいくかもしれない。だけれども、実際には2030年ぐらいにはボリュームはこれだけ 大きくなって、再拡張せざるを得ないから代替案2なのであるというような、そういう ような言い方になっているので、書いてはあるけれども、結局ボリュームはもう自然 的に増えていくことを政策ではコントロールし得ないという前提のもとで代替案が設 定されて、最適案というのが想定されているというような、そういう全体の、どうも 読んでみるとやはりそういうことをイメージしながら報告書が書かれているような感 じがあったので、そうであるとどんな政策があって、どういうような理想の方針があ って、それで道路についてはこういったAlternativesといいますか、政策チョイスがあ って、こうなったときにはこう、こうなったときにはこうというのがあると、その上 で代替案選択も説明できるしというような書き方になっていると非常にクリアだなと いう願望があって、それでこのコメントになったのです。そうすると、先ほどの石田 先生のCO2のところ、いわゆる交通のボリュームというのは当然増えていく。without projectでも増えていく。増えていくいき方をどう想定するか。それは多分十分予測し づらいところもあるけれども、ある程度予測した上で政策的な対応をしていくという こともあって、そういうようなことを考えると、何かそういうことが少しわかりやす いような書きぶりにしてほしいというコメントの残し方もあるのかなと思ったんです けれども、一つ一つの事柄自体、調査の内容自体はカバーしていただいていて、WG の資料の中でもきちんと書いていただいていますので、書き方の問題、レポートの構 成の問題だけであるならば余り細かく言わなくてもいいかなと思ったりして、ちょっ と何を言っているかよくわからないかもしれませんけれども、そういう意味で、どう したらいいかなというのが、考えあぐねているところです。

上條 代替案の比較のところに、例えば政策みたいなことを項目に足したらいい、 そういうご意見ですか。

二宮委員 代替案の比較のところに、どうしてこの代替案になるかという。

上條 上位政策との整合性とか、そういう項目を立てて、比較してくれればよりわ かりやすいという、そういうご趣旨ですか。

二宮委員 そうですね。例えば6章のところで将来推計してもらっていますが、その 推計がこういうふうになるのであればこれでも十分いけるんだけれども、そうでない 場合はこうだということがわかるように、確かにおっしゃるようについているとまだ 大分違うような感じがします。 上條 例えば配付されている今回の代替案の比較がありますけれども、一番上ぐら いに、上位計画との整合性の観点から見るとどれがいいかとか、そういう項目を立て てくれるとわかりやすい、そういうことであれば多分対応できると思いますけれども。

二宮委員 そうすると、その中の書きぶりがどうなるかというのがちょっと、多分 途中ではもう見られないですね。

上條 そうですけれども。最終的に図書館にアップされればそれを見ていただくこ とになると思いますけれども。

原嶋主査 基本的には道路以外の鉄道とか航空の交通のマスタープランとか上位計 画との整合性についてもう少しクリアにしてほしいという助言であれば、それはそれ でよろしいと思います。

二宮委員 そうですね。そういう書き方になる。書かれてはあるんですけれども。

原嶋主査 ただ、例えば鉄道や航空など、他の輸送機関との役割分担を含めて上位 計画との整合性を明確にすること。

二宮委員 記述したほうがよいのではないかのところを、上位計画との整合性を明 らかにすること。

原嶋主査 とりあえずそういうふうに入れておいて、役割分担を含めて交通に関す る上位計画との整合性を明確化すること。とりあえずそうしておいてください。

三宅 今回の5号線については、ちょうどパラレルに鉄道が、プノンペンから延びる 北線が通っておりますので、もしその北線が近々に復興する可能性があったとすれば、 そのような他のモードとの比較というのは今回の調査の中に当然入ると思います。た だ、ADBが一応改修はやっているんですけれども、これはまだ当面ひょっとしたらで きないんじゃないかというのは大方の人が思っている部分はあるんですが、要は鉄道 が今回復興の可能性が極めて低いということで、この他のモードとの比較というのは 今回は特にしておりません。航空については、プノンペンではご存じの通り飛んでい るのが近郊ですとバンコクとハノイ、ホーチミンぐらいですので、今回の5号線への影 響は極めて低いということで、航空のモードについても検討の対象外とさせていただ いております。

原嶋主査 とりあえずこれはこれで残して次に。56番は、基本的には最終的には多 分ご回答にある通り全線を対象とした計画をつくっていただくということで、基本的 にはこういう形で残していただいて、次に57、58、59、60です。これは代替案の検討、 先ほど質問のところにもありましたけれども、ここをどうやってまとめて、既に改定 案というか、追記案はもう出されていますけれども、ここをどうやってまとめますか。

石田委員 最初の57、58が、実は道路の建設方法というか、代替案が4つあって、 舗装するのか、広げるのか、その4つの案、バイパスではないほうの案です。これに対 していろいろな理由を、目的と、それから負の効果を中心にまとめてくださいという、 私の要望にどうやらおこたえしていただいたようです。お勧めしているのが2でしょう。 原嶋主査 表の16.5-1と16.5-2の2つについて、ほぼ同じような。

石田委員 5-1は、Alternatives2、4車線が選ばれている。それを推薦している。 Alternatives2は、objectiveは経済開発とSocio-Economicへの影響とMaintenance Cost と、それとあとはResettlementである。それがきちんと描かれていればいいんじゃな いでしょうか。

原嶋主査 いずれにしても、最低限申し上げられることは、表16.5-1と16.5-2につ いて、選択結果の理由が必ずしも十分ではないので、もう少し詳しく記述してほしい という助言はとりあえず書いておいて。

石田委員 それにこたえていただいて、まず表の16.5-1に対して追記1が出ているんです。

原嶋主査 表16.5-1と表16.5-2における代替案の検討において、選択結果の理由が 必ずしも十分ではないので、詳細に。

石田委員 十分でないので……

上條 この間まとめた文章と同じような気がします。

石田委員 中央区間もこれでしたか。あのときもこのようにしましたか。

上條同じようだなと思って。

石田委員 同じようなんです。でも、別々として考えていきましょう。全体計画の 理由が十分ではないので、代替案の目的と負の影響にも触れながらまとめること。

原嶋主査 先ほど私が6番で申し上げた点もそれに含まれる。

石田委員 目的と負の影響に触れて推奨理由を追記すること。59、60もそれでいいんです。

原嶋主査 とりあえずそういうことで。61ですね。これも先ほどおっしゃっていた 点ですね。

石田委員 これはまだ実は私の疑問が解けていないんです。これを見ると対応して いただいているんです。対応していただいているんですが、多分両者の間に認識の違 いがあって、新しくつくっていただいた16-54の表の中のAcceptance by the Affected Peopleという、ここはやっぱりお金、貨幣価値だけに限っているんです。それで、次 のページの16-55で、Contribution to development of socio-economic activities and local economyで、社会経済生活や、生活や生計に与える影響について記述なさってい るんです。これが建設業界はそうするんですか。Acceptance by the Affected Peopleと いうのは、Acceptance by the Affected Peopleは、普通に聞くと、総合的なものではな いですか。人はそんなにお金だけ考えて判断しているわけではないし、お母さんだっ たらお金よりも子供の安全を優先するかもしれないし、だから、本当にくどいようで 申しわけないんですが、ここを分ける理由がわからないんです。だから、そこは整理 していただきたい。もう一度考えて。だから、PAが土地収用ないしはお金に関するこ とだけに限定するのであれば別の言葉を使っていただきたい。では、コメントします。 原嶋主査 表現はともかくとして、61は残すということで、表現についての見直し をお願いする。Acceptance by Peopleの表現についての見直しをご検討いただきたい ということで、後からまた相談できればと思っています。残しましょう。62番、いか がですか。

石田委員 これはきちんとかなり詳しく文章で書いていただいているので、よろし いと思います。16-57できちんと表現されていますので、とてもいいんじゃないでしょ うか。

米田委員 62番ですけれども、これは水生生物の話だけでいいんでしょうか。 interruption and separationというのは。

原嶋主査水生生物だけではなくて、陸生の動物まで。

米田委員 入れられればそうしていただきたいと思ったんですが。

石田委員 16-57、つまり新しく今日つくってくれた回答16-57で、コメント番号61 番対応箇所というところでは、there is a possibility that various reptiles, amphibious and fishes are living in the areaなので、爬虫類、両生類、魚類という3つは入って考え ていただいているようです。だから、これでいいのかなと思ったんですが。米田先生、 追記があれば。今日いただいた回答の新しい資料です。

米田委員わかりました。

原嶋主査 ただ、これは石田先生のコメントで以下コメント本文のところで、この interruption and separationの影響について明記しておくべきだということは残してく ださい。

石田委員 わかりました、ではそうしましょう。

原嶋主査 interruption and separationによる影響は明記すること。

石田委員 負の影響とその対策については。

原嶋主査 それは残しておいてください。実際に明記していただいているわけです。

石田委員 重要なので残す、了解です。

原嶋主査 続いて、二宮先生63番。

二宮委員 63番は、これはさっきのものと関係するのですけれども、要はここの表 に、つまりトラフィックジャムは将来的に増えても、それが短期的に解消されること はベネフィットなんだというふうにシンプルに書いてあるんだけれども、それは本当 はそう単純にいえる話ではないので、そこはただしここに私が書いたように、これを 明確に厳密な意味でどちらがどうだということを示すのは困難なので、それを回避す るような政策の対応との対比が大事なんだと思うんです。その辺のことが関係性がわ かるような書き方にすべきではないかというのが私の。したがって、仮にですけれど も、お願いすると、最初の代替案2及び3のというところから、Pollutionの評価という ところまで残して、「評価は」です。「混雑解消の便益と交通量増の費用及び交通混 雑を回避するような政策の関係が明確になるような表現で示すこと。」 櫻井氏 交通量増の費用の裏返しを我々通常交通便益、混雑解消の便益というふう に捉えるわけですが。

二宮委員 つまり短期的には混雑解消するんですけれども、将来的には交通需要が 増えるんですね。

櫻井氏 交通解消の便益というのは、交通量増によって、通常のこういう解析では 便益として計算するのは交通量増による費用、すなわち走行時間の増と費用の増と走 行費用、いわゆるミクロベーションコストの増が混雑解消によって減るということで、 これを便益として計算するわけですので、交通量増の費用というのと混雑解消の便益 というのをどういうふうに比較するのか。

二宮委員 交通量増というより交通需要増ですね。将来の需要を呼び起こすという ことは事実なので、そこが要するに需要に対して道路インフラの供給が少ないから整 備をするというロジックでいくと、そこがまたいっぱいになると次のところという話 になっていきかねないので、したがってどう需要をコントロールするんですかという ような政策が一方では必要がある。

櫻井氏 ということは、交通量コントロールの費用という感覚ですか。つまり、単純に言うと、TDMの費用ということですか。トラフィックディマンドコントロールのマネジメントの費用という考え方ですか。

二宮委員 マネジメントそのものが費用というのではなくて、ここで、例えば今書 いてある書き方でいうと、トラフィックジャムは小さくなる。継続的に小さくなる。 例え交通量のボリュームがインクリーズしてもトラフィックジャムは小さくなるので、 ベネフィットのほうが大きいというふうに書いてあるんです。だけれども、それは長 期的な視点で見ると必ずしもそうはいえない。

櫻井氏 この場合の長期というのは、4車線の場合には一気に容量が4万台以上になりますので、まだ実は今回の交通需要予測は2030年までしかやっておりませんが、まともにいくと40年ぐらいまではもつということになっています、4車にした場合は。2 車線プラスオートバイ車線による。4車線にした場合には一気に容量が増えますので、 供用後20年ぐらいまでは十分いけるというふうに我々認識しておりますけれども、その先をもさらに見通せということですか。

二宮委員 いえ違います。そういうことがクリアにわかるような書き方にしたほう がいいんじゃないかということです。ですから、40年まではそうはいえるけれどもと いうことです。

櫻井氏 ただ、はっきり書くということになると、実は我々コンサルタントの立場 から言いますと、40年先の交通量を本当におまえら見通せるのかという批判を受けた ときに、耐え切れないというところがございまして、そこら辺は曖昧にしたというと ころがございます。

二宮委員 ただ、もう少し、今ここに書いているように、ずっと前から交通の問題

については議論があるように、当然ものすごく長期になってくるとそれは予測不可能 なんですけれども、しかし、予測をした期間の中でもずれは出てくるわけです。経済 開発の度合いによって多数の外的な要因の影響を受けますので、したがって、ボリュ ームのインクリーズというのは決定的に考慮すべき要因ではないのだというような書 き方というのは、ちょっと引っかかるんです。

上條 将来の需要はある程度想定されているわけです。その想定のもとに代替案を 並べているわけです。混雑解消の便益というのはどういう表現でやっているのかわか らないけれども、アクセスが改善されるとか、何かそういう言い方をされているので したか。

櫻井氏 簡単に言うと混雑によって生じるいろいろな.....

上條 この項目で言うと。

櫻井氏 減りますということで便益として計算するわけですが。

上條 このRoad/transport Functionというところで読んでいるのですか。便益というか。

櫻井氏はい。

上條 それだとよくわからないからというコメントですか。

二宮委員 考え方として、先ほど上條さんがおっしゃったような代替案のところに それに対してどういう政策的対応が。

上條 混雑の解消というような言い方で1個入れたらいいのではないかということで すか。

二宮委員 将来的に起こり得る混雑の解消ですね。現時点でそんなに混雑している わけではない。

上條 想定するのはプロジェクト目標年だと思いますけれども。だから、僕はどう 対応したらいいのかと思いながら聞いているだけなのですけれども。

二宮委員 私が言っているのは箱の中の表現をもう少し変えられないのかというこ となんです。箱というのは、16-48のTable16.5-1です。代替案の比較の中で。Impact to Living Environment Pollutionですから、例えばPollutionというのは大きくならざるを 得ないです。道路をつくって、トラフィックジャムが解消するからPollutionが小さく なりますというのは余りにシンプルな表現かなという気はしました。もちろんそうな ってくると、今、櫻井さんがおっしゃるようにどこの段階でPollutionが大きくなった らインパクトがプラスでマイナスで、どの段階で転じるのかということが長期になっ てしまうんですけれども。そこはわかっていますよということが読んだ人がわかるよ うな書き方にしてほしい。多分バンコクにしても、ジャカルタにしても、最初からあ んなに混雑していたわけではなくて、ボリュームのコントロールを誤っているという どころがあると思うんです。当初はやはりつくってジャムが解消してよかったという 評価だと思うんですけれども、長期的なコントロールを誤っているからジャムがエキ スパントしてしまって、Pollutionが大きくなっているということなんだろうと思うの で、カンボジアで同じことにならないようにするということが大事な視点で、それは 当然経済発展に伴って徐々にじわじわと起きてくることなので、当然5年後、10年後 というよりもうちょっと先になるんです。そうするとこの事業そのもののフォーカス でいくと、何となくずっと先のことのような感じがするんですが。

原嶋主査 そうすると、もう少しブレークダウンすると、16.5-1の表のImpact to Living Environment Pollutionのところのeven if以降はかなり断定的な書き方をしている という心配が。仮に増えても、もしかしたら増えたら相殺してしまうんじゃないかと いうご懸念があるので、この書き方がかなり断定的過ぎるんじゃないかということを 感じるんですけれども。そこを直していただく。そういうご懸念だと思うんです。か なり断定的な書き方をされているので、そこを見直すということで、特定して書かれ ていただいたほうがいいんじゃないですか。この表現、表の1のこの文章の表現を見直 す。余り全体で敷衍するとそれはそれでまたいろいろご意見出るんですけれども、二 宮先生の一番の根っこはそこですね。断定的な書き方をしていることは事実です。

二宮委員 Pollutionと書いてあるので。

原嶋主査 そこはいかがですか。よろしいですか。とりあえずそういうことで、この表現を見直す。交通量が増えたことによるマイナス面もあるので見直す。それでは 先に進めさせていただきます。63は、まずはそこに特定して、64、石田先生、65、米 田先生。

石田委員 まず64ですが、また私の勘違いがあって、スコーピング表にコメントし てしまいましたが、改めて16-69を見たんです。そうすると、認識の違いが若干あるの で、そこはすり合わせをしたいんです。16-69を見ると、Impact on the core areas is unlikely to occur、本当にそうなんですか。国道5号線、中央区間と比べるとはるかに core areasに近いところを通っているという印象もあるし、バッファー・ゾーンもト ランジッションではなくてバッファー・ゾーンがそばを通っているんです。本当にそ ばを触れているんです。だから、水域でつながっている場合、そう言い切るのはちょ っと危険。unlikely to occurというのは、かなり強い言い方なので、ちょっとこれは危 険ではないかと思うんです。

それから、その次の文章の、その次のProtected areasのImpactのところでRoad widening will require acquisition of agriculture landと、農地の取得が必要であると、 However, the required land will be very small to the total agricultural land.これはまた生 産力とか用地取得の話にもっていっているので、ここで言っているのはProtected areasの話なんです。だから、どっちかといえば生態系に近いような、今の自然を大切 にしましょうと、小学校並みのスローガンでいえばそういうことかもしれませんが、 Protected areasをどう使うかということであって、agricultural landの取得割合が 0.02%とか、そういう話はそれはまたよそですべきであって、ここではないんです。 だから、この記述はちょっとここにはそぐわないと思うんです。ということで、こん な表現にしたいと思います。「保護区への影響と緩和策の再検討をしてください。」 それでは余りにも不親切なので、何について再検討すればいいかということですが、 やっぱり定義にかえるしかないでしょうね。「保護区への影響と緩和策について、バ ッファー・ゾーンの定義(自然価値を守りながら持続的開発を行う地域)に触れた上で、 再検討すること。」再検討の中身は後で話し合っていいですか。余りここでだらだら と長く話ししても意味がないと思うので。

原嶋主査米田先生、次です。

米田委員 65番は残したいんですけれども、ご回答はメコン委員会の話しかないん ですが、ほかも別に無理ということではない。あるいはもう既にしているという意味 合いなのかもしれないんですが。

原嶋主査 基本的に残すということですか。

米田委員 はい。特に問題がなければ残したいんですが。

原嶋主査 ただ、EIA及び最終報告書、これは、助言そのものは最終報告書が対象に なるんですね。だから、EIAは除いたほうがいいですね。とりあえずそういう形で残し ておきます。石田先生66、67、68。

石田委員 66は結構です。67、これは、影響はこの人たちには出ないんですか。チャム人、ベトナム人、カンボジア人、中央地区でもこの3つに分けられた民族系の言葉の人たちに対しては記述がありましたけれども、ここではこういうモスクやコミュニティ圏へのアクセスが疎外されるとか、そういうことは出そうにないんですね。

櫻井氏 イスラム系のチャムの方に対しては代替地を用意するときにモスクに不便 にならないようにというような配慮はあってということになっております。負の影響 は出ない。

石田委員 だからこれはもう大丈夫だろうと。了解です。67番了解です、落します。 68は安全性が向上します。これは、もし4車線が選ばれた場合ですね。実際にはイン パクトやミティゲーションは議論されていないんですね。これで結構でしょう。要り ません。68番は結構です。落してください。

原嶋主査 67、68、69は落して、69、70、71で、69は落していただいて結構です。 71は残してください。宗教施設はさっきの石田先生がおっしゃったロングベイ、これ は宗教施設ではないんですか。文化施設、文化遺産にはなるけれども、宗教施設では ないわけですね。

三宅 あれは宗教遺跡ではないです。

原嶋主査 ステークホルダーミーティングで盛んに出ていた宗教施設というのはモ スクのことですか。

三宅 モスクと、あと仏教寺院です。

原嶋主査 とりあえず70は落してください。69、70は落して、71はそのままとりあ

えず残してください。続きまして、米田先生72です。

米田委員 これは残すんですけれども、中央区間のときの助言と同じ表現で入れさ せていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。「カンボジアの保護区・保 護林の」というところは同じです。「制度について、管轄省庁、根拠法・規制等を整 理し、プロジェクト対象地との関係を記述すること。」。

櫻井氏 71番の原嶋先生のところに戻りたいんですけれども、「国道5号線とバイ パスによって使用できなくなる井戸の数とその水量」という、水量は難しいので。

原嶋主査 「水量」はわかりました。井戸の数で結構です、水量は確かに。

73、石田先生です。

石田委員 本当は質問のところに書いていればよかったんですけれども、今さらなんですが、プログラムやFaunaがリストアップされていますけれども、情報機関に行かれたわけですね、関係機関に。漁業局も行かれましたか。

渡辺氏そこは行ってないです。

石田委員 この後詳細設計があるんですか。そっちにコメントとして残すために、 「詳細設計の実施では国際機関及び国内の主要な調査研究機関からの情報収集も試み ること」出ないかもしれませんけれども、残しておきます。それでいいんじゃないで しょうか。

原嶋主査 74、5、6。

米田委員 74番は落してください。75番も落してください。76番も落してください。 私のほうで混乱していて、EIAもこちらから要求できるのかなという気がしていました けれども。

原嶋主査 ただEIAそのものを助言の対象というよりは、EIAの内容とDFRの内容に 余り齟齬が感じられるようであれば、その点は指摘していただいてもいいと思います。

米田委員 それはどこか別の場所で入れようと思っています。

原嶋主査 さっきありましたね。36番を含めて、TSBRの記述についてDFRとEIAの 間での.....

米田委員 整合性をとることというふうにしたいと思います。TSBRだけではなく て、76番の場合はカンボジアの保護区には国立公園が幾つあってみたいなことが数字 が書いてある、その数字に違いがあるということですので。

原嶋主査 では、TSBRを含めて保護区に関する記述について、EIAの記述内容との 整合性を確認すること、とりあえずそういう形で。

長瀬 73のところですけれども、詳細設計において情報収集を試みることというふ うにご提案いただきましたが、これは協力準備調査の最終報告書への提案ですから、 そういう提言を残すことというような趣旨でよろしいですね。

石田委員提言です。

長瀬 提言を残すということでよろしいですね。

石田委員 今回やることをやっていただいたので。

原嶋主査 77です。

石田委員 水系、トンレサップ、国道5号線、考えてみればトンレサップと、それに 流れ込む水系と、雨期になると広がっていって、道路際まで冠水する、または水が越 えていくという話をずっとここ数年間この案件を見るたびにしてきた気がするんです。 だから、環境圏としては非常に広いというのは、皆この周りの人たちは認識されてい ると思うんです。今回たまたま漁業への影響が出てきているんですが、考えてみれば、 漁業者が認識できるところというのは、所詮は限られている。本来であればトンレサ ップ、TSBRを管理する官庁がモニタリングしなければいけないんです。そういう small scale fisheryというか、小規模漁業を保護することも含めて。もし何か水質が悪 化したりして彼らに影響が出るようであれば、それは彼らを保護するとか、ストップ するとか、権限があるのかどうか私は知りませんけれども、TSBRを管理している、 または管理しているようなワーキンググループのような管理している組織なりがなけ ればおかしいし、なかったらつくらなければいけないし、そこを見ていくことなんで す。その上で漁業者に対してのお知らせをするとか、情報収集、小さな漁協に対して 知らせるとか、漁労長、組合長と相談するとか。そういうふうにして、そこは上意下 達の部分が必要だと思うんです。ここではたと迷うんですが、考えた提言は、TSBR を管理するTSBRの管理母体、そういうのがあるのか知りませんけれども、TSBRの管 理母体がトンレサップ湖周辺で小規模な生計を営む人たちと自然環境への影響につい て、定期的なモニタリングを行うよう申し入れること。とりあえず書いておきます。 あとは現実にこういうことができそうな組織があるかどうか申し入れること。これは いかがでしょうか。現地を知っておられる方々。TSBRの話は大きいのがあるわけで す。ユネスコが定義している。みんなここを守らなければいけない、守らなければい けないと定義して、別にゾーニングもしているし、実際これはだれがやっているのか という話です。たまたま道路を通したから私たちは影響を議論していますけれども、 でも、ちょっと待てよ。母体はいないんじゃないか。ゾーニングするのは、ゾーニン グは調査すればできるけれども、ゾーニングした後のほうが重要。

渡辺氏 一応管理母体は国家メコン委員会なので。

石田委員、メコン委員会がカンボジア。

渡辺氏 そうだと思うんです。

石田委員 メコン委員会はベトナムも中国も含めて連合体でしょう。

渡辺氏 省としては水資源省の下の機関です、そこが管理母体です。なので、そこ は当然行くつもりでおります。

石田委員 環境省ではないんですね。

渡辺氏 環境省ではないです。ただ、保護地域の境界を決めるときは環境省がやり なさいという指示になっています。管理をするのはメコン委員会。 石田委員 メコン委員会に申し入れましょうか。メコン委員会が必要であればコン ソーシアムというか、環境省と一緒にやってくれればいいのであって、ワーキンググ ループをつくるなり、モニタリングコミュニティをつくるなりしてくれればいいので あって。

櫻井氏 コンサルタントレベルでお話をしに行くことはできるんですけれども、例 えば正式にJICAがそういう文書あるいはMPWTをつかって申し入れたときに、彼らが 言うことを聞いてくれるかというのはまた別の議論になってしまうような。現実問題 としては。

石田委員 了解しています。重々了解しています。では、報告書レベルですので、 喚起を促すだけにしましょうか。管理母体に対して定期的なモニタリングを提言する こと。同じですね。申し入れることというのはよく使いますけれども、では、申し入 れるではなくて、提案にしておきましょう。申し入れを削って提案にしてください。 提案すること。

原嶋主査 78は削除していただいて結構ですので、79は、これは事実関係の確認を していただくということですので、確認してください。79はとりあえず残してくださ い。80、81、米田先生、二宮先生、いかがですか。

米田委員 80番は結構です、修正していただきました。

二宮委員 81は、DFRの16-74ページに載っている表がちょっとわかりづらいとい うのが趣旨なんですけれども、だれがどういう責任で、最終的にどういうふうに問題 解決に至るのかというのが表から見えないので、ただ、この表はEIAレポートから引っ 張ってきているのと、これをここだけ変えるというのができないのであれば、何か補 足の説明で回答に書いていただいているようなことをもう少し明確に報告書の中で表 現していただけないかというのが私のお願いなんですけれども。環境マネジメントで すから、特に供用後はそんなに起きないかもしれないんですけれども、道路ですから。 ただ、建設中などに、いわゆるEMPでいうところの不適合が起きたときに、どういう ふうに報告し、どういうふうに改善するのかということです。このFigure16.7-1だと、 例えばConstruction ContractorというのはSupervision Consultant Environmental Unitか ら、Supervision and Control Line、とコントロールを受ける、下から上の流れはない のかとか、そういうのが気になるんです。Local CommunityやLocal Governmentから Supervision Consultant Environmental Unitに矢印が伸びていますけれども、双方向で はないんですか。双方向のコミュニケーションがなくて一方通行なんですかというこ と、表だけ見るとそういうふうにしか読めないので。それを何かの言葉でそうしてく ださいというのはちょっと言葉がなかなか思いつかないんですけれども。

渡辺氏 では、そのように文章を加えて双方向の形にして修正します。

二宮委員 この表自体はEIAからきているからいじれないということですか。

渡辺氏 まだEIAのファイナルではないので、こちらから提案して、こういうのでど

うだと持って行くことは可能です。

原嶋主査 では、81番は本文のところに残す形で。「例えば」までは場合によって は除いてもいいかもしれません。

ということで、とりあえずざっときて16ぐらいあります。時間があれですけれども、 1番から重複する部分は飛ばしていただきますけれども、54で質問事項のところでご 意見があったところで助言として残す必要があって、先ほどのところには含まれてい ない部分について再度確認していきますので、必要なところがありましたらお声をか けてください。まず、1番から3番ですけれども、特にここはよろしいですか。1番か ら3番は削除。4番、5番、6番、7番、11番までで、私と石田先生ですけれども、代替 案のことについては先ほど石田先生の。

石田委員 7番は61に含めましたので、大丈夫です。

原嶋主査 ちょっと気になるのは、農地が潰されるという話が出ていたので、そこ が今のところ言及されていない部分があるので、それを場合によってはあれしますの で、そこだけ残して、ここはよろしいですね。

石田委員結構です。

原嶋主査 12番、13番から20番までで、橋梁のところは特に具体的には言及されて いない点が気になるところと、残す必要のあるところございますか。石田先生、二宮 先生、米田先生、それぞれ。

石田委員私は大丈夫です。

- 米田委員 16番は残したいんです。
- 原嶋主査 16番は先ほど出ていました。
- 米田委員 文章は修正します。
- 原嶋主査 18番よろしいですか、石田先生。しばしば出てくるところで。
- 石田委員大丈夫です。

原嶋主査 削除。米田先生、20番、これはさっきのことと関係して。

米田委員 いいです。ただ明記してくださいということはお願いします。

原嶋主査 では、この中では16番だけとりあえず残してください。21番から37番へ

いきますけれども、米田先生冒頭幾つかございますけれども、残す必要は。

米田委員 いいです。

原嶋主査 TSBRとかトンレサップ湖の影響の問題は先ほどのところで大体カバー して。石田先生が大分包括的なご意見をいただいているので。25から石田先生が3つ ございます。

石田委員 27番は、この内容を64番に使いたいんです。まず27に戻ってください。 27に戻っていただいて、そこの文章の一部を使います。27の一部を64にコピーします。 まず27の「水質から水生生物」までコピーしてください。次に64に飛んでください。 まず上を消します。バッファー・ゾーンの定義の後の括弧を全部消してください。 「バッファー・ゾーン及びトランジッション・ゾーンの定義にふれた上で、水質・小 規模な生計・水棲及び陸棲への影響について言及すること。」以上です。

原嶋主査 64と27。

- 石田委員 合体しました。
- 原嶋主査 さっきチョウ。

石田委員 チョウも入れます。「水棲及び陸棲生物、季節的移動を行う生物(チョ ウ)」、文献で見つかりませんか。またはメールで問い合わせるとか。

渡辺氏 もしそういうものがあるとすれば、かなりマニアックな方。

原嶋主査 ちょっと戻って、21、22、23、24、米田先生です。

米田委員 24番は73番に合体させてください。

原嶋主査 24を73。

米田委員石田先生の助言に。

原嶋主査 24を73に。文章としては、これは落す。25、26、27、28、27は64と合体して残して、もう一度米田先生が29、30です。

米田委員 これもとりあえず落していただいていいです。

原嶋主査 これは落す。31、石田先生、これは61と。

- 石田委員 落してください
- 原嶋主査 これ自身は落していただく。32石田先生。

石田委員 私自身は、これは正論だと思うんですが、ただし、この助言をするのが 今の段階で妥当かどうかというのは、すごい悩むんです。これはだれも反論できない と思うんです。絶対反論できません。反論するのは無理だと思います。これに対して 反論するのは。ただ、今の段階でこんなことを言っても仕方ないなと自分でも思って いるんです。やめましょう。Alternativesのところで少し入れてくれたから、これはや めましょう。落しましょう。

- 原嶋主査 33、34、米田先生です。
- 米田委員 いいです。
- 石田委員 35番も要りません。
- 原嶋主査 35も削除、36。
- 米田委員 これは先ほど後ろへもっていきました。
- 原嶋主查 37、二宮先生。
- 二宮委員 要りません、削除です。
- 原嶋主査 38です。
- 石田委員 38から42まで要りません。
- 原嶋主査 43は重要ですか。
- 石田委員 43は残します。
- 原嶋主査 これはさっきの......

石田委員 どこかにもう入れていただきましたか。

原嶋主査 確認ですけれども、38、39、40、41、42は落す。43のCO<sub>2</sub>について、こ れはどうしますか。

石田委員 二酸化炭素の排出について、その影響と緩和策について言及すること、 それだけです。

上條 インパクトをちゃんと記載すること、緩和策は必要ないということですか。 石田委員 緩和策がなければ結構です。緩和策について、とにかく記述すること、 それで結構です。

上條 インパクトで判断して、ミティゲーションが要らないという判断になれば、 それはミティゲーションは書かなくていいことですね。

石田委員ですから、言及にしました。

原嶋主査 44、45は落してください。46。

二宮委員 46は、EIAについてもまだ訂正可能ということですね。「地域経済、インパクト、ミティゲーションとして示されているevery stageでのステークホルダー協議はどの段階でだれを対象にどのような協議を行う予定か、具体的な記述をすること。」

原嶋主査 これは審査部に確認ですけれども、EIAの記述に対する直接的な助言というのはこちらでしても別に問題はないんですか。資料としてはいただいているので、 拝見しているという前提なので、それらは両方見ているわけですけれども、我々の仕事としてはDFRが比較的メーンの仕事、助言がメーンの仕事と思いますけれども、それは仕事として差し支えは.....

上條 ステークホルダーミーティングという表現が多分ちょっと誤解を招いたと思 うのです。説明会なのです、彼らの今までの説明ぶりでは。ですから、ここの表現は こういう詳細に言われる表現ぶりではなくて、例えば地域経済へのインパクトのミテ ィゲーションの表現ぶりについて、実態に即して修正することとか、そうしていただ ければやりやすいのかなという気がするんですけれども。every stageといわれると、 その表現が誤解を招いていると思うので。

二宮委員 事実上のステークホルダー協議ではないんですね。

上條 さっきも説明しましたけれども、最初の建設工事の供用が、要は説明会なの です、イメージとしては、頭の中に書いていることは。だけれども、そこをevery stageのステークホルダーミーティングという言い方をしているのが多分誤解を招いて いるのだと思います。ですから、この表現ぶりを修正させていただくということであ れば、はい、わかりましたになると思うのですけれども。

二宮委員 そうですね、そうしましょうか。この段階でステークホルダー協議的な ことをしていただくということであれば、それは非常にすばらしいので、そういうふ うに願いたいですけれども、今の上條さんのご提案ということで、そういう意味では 少し後ろに下がる形になりますけれども、でもしようがないです。実際は、現実は難 しいでしょうから。誤解を招かないような表現にしていただければと結構です。

上條 地域経済へのインパクトのミティゲーションについて、表現ぶりを修正する こと。

原嶋主査 冒頭にEIAの中でというのを入れますか。DFRではなくて。では、残すということで。

二宮委員 より実態に即した表現にということですか。

原嶋主查 47番米田先生。

米田委員 要りません。

原嶋主査 47は削除、48。

石田委員 48、49要りません。

原嶋主査 48、49削除、50も削除、51、米田先生です。

米田委員 51もいいです。

石田委員 52、53、54は不要です。54番はexpectationにかえていただけるんですね。 54まで要りません。

原嶋主査 これで大体、一回元に戻って赤字を確認していいですか。まずずっとな しで、16番です。

米田委員 16番読み上げてよろしいですか。元の文章を使いますけれども、括弧の 後までを削除して、「道路脇の」から始めます。「道路脇の樹木は美観をつくり日影 になっているため、拡幅工事後に緩和策として植林や植裁を行うこと。」その後につ け加えます。「その際、外来種を導入しないよう配慮すること。」

櫻井氏 外来種とはユーカリのことですか。実情ものすごく多いんです。私も余り 好ましくないと思っているんですけれども、どんどん植えるんです。

渡辺氏 既存の街中に植わっているrain treeの鳳凰木も正しくは外来種なんです。

米田委員 とりあえず、配慮なのか、助言なのか、そういう形で残したいと思いま す。

上條 カンボジアの街路樹で郷土樹種はあるのですか。そういう事例はあるのです か。多分日本でもほとんどないと思いますけれども、街路樹に郷土樹種を植えるとい うのは。苗木とか、なかなか育てられないです。そういうものを扱っている業者さん とか。

櫻井氏 大きな、本当に自然に生えている木みたいなものは、種をとったりするの も難しいようで、現実にはそういう、今言ったrain treeとかも含めて外来種で仕込む のが現実には多いです。rain treeは、ご存じのように大きな木です、木陰が涼しいの ができるのでよく使われています。

原嶋主査 極端な悪影響は気をつけてほしいという趣旨ですね。

米田委員そうですね。

原嶋主査 ユーカリまでは、どこまでセーフなのか私も線引きがなかなか難しいと 思いますけれども、その線引きですね。

米田委員 ただ今までこの話には必ずくっついてくると思いますので、植裁の話に は必ずこういう文章がついてきていると思いますので、導入しないよう検討すること とか、何かそういう形で残したいという。

原嶋主査 外来種の導入を最小限にするようにとか、そういうことはあるかもしれ ません。外来種の導入による影響を最小限にするよう配慮する。一切というのは現実 に難しいことは事実です。

上條 多分実際にほとんどないと思います。私も東京で知っている事例はあります けれども、郷土種を植えている。

原嶋主査外来種でないものはない。

上條 郷土樹種を植えているところというのは、僕も東京都内で1カ所見にいったこ とがありますけれども、例外的です。まず樹木が手に入らない。そこの技術者の人と もお話ししたことありますけれども、特別な配慮でやっているのです。まず郷土樹種 といっても、遠くから持ってきたらもしかしたら外来樹種に当たるかもしれないし、 だから、この言葉遣いは非常にデリケートだと思いますけれども、そんなに簡単にで きることではないです。安全上、街路樹種というのはある程度見晴らしのことも考え なければいけないし、余り枝が張るようなものは逆に困るわけです。

原嶋主査 これはこれで、「その際」以降の表現は場合によっては割愛することも含めて。

石田委員 道路を拡幅したら大木を全部、元々あるものを切るわけですね。景観は がらっと変わるでしょう。そういうことです。むしろそっちのほうが影響は大きい気 がする。

米田委員 景観というか、私は日影がすごく気になっているんですけれども。

石田委員 日影と景観が変わるから、村の人の気持ちも随分変わるかもしれない。 アクセプトするということでしょうね。

三宅 ただ現状が堤防通りになって、盛土になっているので、植わっているのはそ のちょっと外側なんです。今回の拡幅幅の盛土のところで何とかおさまる程度なので、 実際に切る木というのは多分そんなにないんじゃないかとは思います。

石田委員 お答えの文章だけ見るとかなり大木を切るようなイメージを受けるんで す。ちょっと心配したんです。数がそんなに多くなければいいでしょう。

原嶋主査 27は64と合体しています。残っているのが、43です。43はこういう形で 残すということでお願いします。また細かい表現は。46です。46は先ほど直していた だいている形で残す。その次、55以降です。55は残して、56残して、57、58、59、 60は一個にまとめていただいています。詳細は場合によってはメールでも結構だと思 います。61も残す。これはAcceptance by Peopleという言葉自身の遣い方ですか。 石田委員 これは住民のソーシャルエコノミックに関することは、追記3でやってく れているんです。ただ、それでいいのかどうか。これはAcceptance by Peopleのほう に住民の社会生活、生計に与える影響を入れるのがいいのか、それともこちらで、16-55、新しく今日いただいた16-55でContribution to development of socio-economic activities and local economyにするのがいいのか、宿題として預からせてください。こ れはdevelopment of socio-economicではないと思うんです、私が言いたいのは。だか ら、今解決つかないので、預かります。

原嶋主査 62番は先ほど言った下のほう、そこのところを残す。63は先ほど直して いただいていますね。表現です。表の中の本文がありますけれども、あの表現がやや 断定的過ぎるので、見直す。64は直していただいています。65はほぼそのままです。 若干直して。

米田委員 最初のところ削ってください。Protected areas及びEcosystemの項、まで削ってください。

上條 確認だけなのですけれども、64はもう今から調査団が行って調べることも現 地で調べることはなかなか難しいので、これからやれる範囲でという理解でいいでし ょうか。石田委員の64番、これは結構いろいろ難しいなと思いながら僕は聞いていた のですけれども。もう現地で調査する期間はほとんどないので、調べられる範囲とい うのは限定されると思うのですけれども。

石田委員 64はもちろんそれでいいんです。

上條 特にチョウとか、どうするのかなと思いながら聞いていたのですけれども。

石田委員 Protected areasのところに新たに書いてくださいという話なんです。そこに書いておかないと、いろいろなところに分散してわからなくなるんです。このかなり前の何十番かで分散して書いていますというんですけれども、でも読むほうは分散して読まないんです。わからないから、Protected areasにまとめていただければ、すごくわかりやすいんです。今、上條さんがおっしゃられたように、現状わかる範囲でいいと思います。チョウについては.....

上條 この趣旨は、編集を、ちゃんとわかるように編集しろという、そういう趣旨 なのですか。今の書き方ではわからないから。

石田委員 今のProtected areasへの影響と緩和策については、こういったものが抜けているんです。だからそれについて書いてくださいということです。書き足してください。チョウについては難しいでしょう。見つからなかったらいいんじゃないでしょうか。見つからない可能性は十分あります。見つからなければいいと思います。現地に行ってやってくださいとは言いません。

原嶋主査 66、67、68、69、70は落して、71はほぼこのまま。水量は除くですけ れども、このまま助言です。72、73、助言がほぼ。74、75は落して、76、これは。

米田委員 76は整合性をとるという話で。

原嶋主査 EIAと整合性を確認する。詳細な表現はまた後で。77は先ほどの。

上條 77番なのですけれども、これはこの事業の担当省庁からもしこういうことを JICAが提案したとしても違和感を感じられるのかなと思うんですけれども。公共事業 省を支援するためにやっているわけですけれども、公共事業省に対してこういうこと を言って国家メコン委員会に言いに行ってくださいと言うわけです。ですから、国家 事業省の責任範囲をかなり越えた話なのではないかなと思うんですけれども。

石田委員 では、「国家事業省が」にしましょう。「国家事業省がTSBRで」にす ればいいんじゃないですか。国家事業省がTSBRで、「トンレサップ湖周辺で」とい うのは消して。「国家事業省がTSBRで」、「トンレサップ湖周辺まで」全部消して ください。これでいいんじゃないでしょうか。

上條 では、このプロジェクトの中で行うモニタリングをちゃんとやれと、そうい う趣旨ですか。

石田委員 そういう趣旨です。ですから、道路を通すことによる影響をちゃんと見 てください。その通りなんです。その通りの全うな提案なんです。

原嶋主査 だれに対してと、そこを特定するのは難しい。でも、一定のモニタリン グはどこかでチェックしないとそれは。全くしない、頻度とか、スケールは別に。

上條 ただ議論の中で国家メコン委員会ということがあったので、そちらに何をし たらいいのかなと思ったのですけれども。

石田委員 国家事業省に提案してください。

原嶋主査 とりあえずそれで、77。78はなしで、79はほぼこれで残していただいて 81も環境管理計画、役割を整理することですね。「例えば」以下は要らないので、環 境管理計画で整理すること。表現は全体を通してきれいに修文していただく。大体そ んなようなことで。

石田委員 61番はその文章のままでとりあえず残しておいて、ドラフトに入れてく ださい。出てきた段階で直します。

原嶋主査 石田先生の問題意識としては。

石田委員 Acceptance by Peopleだと土地の値段が上がるからラッキーという話を 住民がしているからこれはアクセプトが高いんだと言っているのだと、住民のパセプ ションの分析としては不十分、ただ住民はそうではなくてnegativeなこととか、子供 が道路を横断するときにどうだとか、通学がどうだとか、牛がそこを横切るときには ねられるとか、いろいろあると思うんです。それを全部総合的に分析してくれという ことなんです。

原嶋主査 今の感じでいいんじゃないですか。Acceptanceの評価というのを単に道 路ができることによって便益を受けるということだけではなくて、もう少し包括的に 評価して。

石田委員 Acceptance by Peopleの評価を、道路ができることによって……

原嶋主査 表何々におけるAcceptance by Peopleの評価において、道路ができることによる直接的な利益の享受だけではなくて、

石田委員 直接的な利益というといろいろ含まれるから、経済的な利益だけではな く、その他、経済的な利益その他の、でもここでディベロップメントに結びつけてプ ラスのContributionについても分析、そのプラスだけでやられても困るので、その他の 経済的な利益だけでなく、その後「住民の」につなげてください。「その他」は消し てください。

原嶋主査 影響についても考慮すること。

石田委員 ありがとうございます。

原嶋主査 とりあえず全体の表現とかまとめ方は少し審査部で整理していただいて、 たたき台をつくっていただくということで、スケジュールをお願いします。

長瀬 どうもありがとうございました。なるべく来週月曜日なりに一案つくって皆様に共有させていただきたいと思います。それから、その後のスケジュールですけれども、9月6日の全体会合にてコメント確定を目指しますので、そんなに大急ぎという感じではありませんが、1週間とかそれぐらいで大体メールで審議していただくようなイメージでよろしいでしょうか。

原嶋主査 頭文字になっているのは少し正式な文書に、例えばEIAとかそういうのは 直してください。レポートの場所が曖昧な場合はページとか、場合によっては入れる とか、表の番号を書くとか、よく全体会合でどこをどう指しているのかわからないと かよくあるので、できる範囲でお願いします。あとは、事業者のご意見がまた何かあ れば。

三宅特にありません。

長瀬 よろしいでしょうか。それでは今日のワーキンググループは以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時18分閉会